

平成 27 年度

# 自己点検・評価報告書

平成 27(2015)年 6 月

大阪芸術大学短期大学部

目 次

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等 . . . | 1  |
| II. 沿革と現況 . . . . .                        | 4  |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 . . . . .          | 8  |
| 基準 1 使命・目的等 . . . . .                      | 8  |
| 基準 2 学修と教授 . . . . .                       | 15 |
| 基準 3 経営・管理と財務 . . . . .                    | 54 |
| 基準 4 自己点検・評価 . . . . .                     | 75 |

## I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命、目的、短期大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・基本理念

大阪芸術大学短期大学部の開学は昭和 26（1951）年である。開学当初は浪速外国語短期大学として設置認可され、開設学科も英語科第 1 部の 1 学科から始まった。

開学にあたって学校法人塚本学院創設者である塚本英世が述べた教育に対する考え方が、建学の精神として以後の本学を形成する基本理念として機能している。

建学の精神、及び教育理念は次に示すとおりである。

#### 建学の精神

「大阪芸術大学短期大学部は、  
日本国憲法の精神に則り、  
私学の本分を尽くし、  
世界の平和と人類の福祉に貢献することを目的とする。  
また、広く知識を求めて学術の研究に励み、  
専門的技術の習熟に努め、  
もって心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。」

#### 教育理念

戦後、私学の先達たちは、焦土と混乱の中にあって、教育こそ新しい民主国家や自由で明るい社会を建設する原動力であるという認識のもと、さまざまな教育機関を創設していった。その中の一人が、本学の創設者塚本英世である。溢れる情熱と不撓不屈の精神をもって、今日の塚本学院、大阪芸術大学グループを築き上げた。

本学は、1945 年（昭和 20 年）に創設された平野英学塾を起源とする。その後 1946 年 浪速外国語学校、1949 年 浪速外国語専門学校、1951 年 浪速外国語短期大学、1954 年 浪速短期大学となり、2000 年に大阪芸術大学短期大学部と校名変更して今日に至っている。

建学の精神を反映した本学の教育理念は、次の 5 つの柱からなっている。

#### 1. 人間尊重の精神

創設者塚本英世は、「人の心に愛を産みつけることのできる教育」をめざした。この人間尊重の精神は、青空子ども会、青い鳥幼稚園、そして幼児教育への取り組みへと受け継がれ発展してきた。

#### 2. 外国語教育と国際化への視座

戦後の英語教育の重要性が、本学創設の原点である。外国語を学ぶことを通して、世界の文化、歴史、社会への理解を深めるとともに、国際交流を精力的に推進している。

#### 3. 実学と学問の有用化

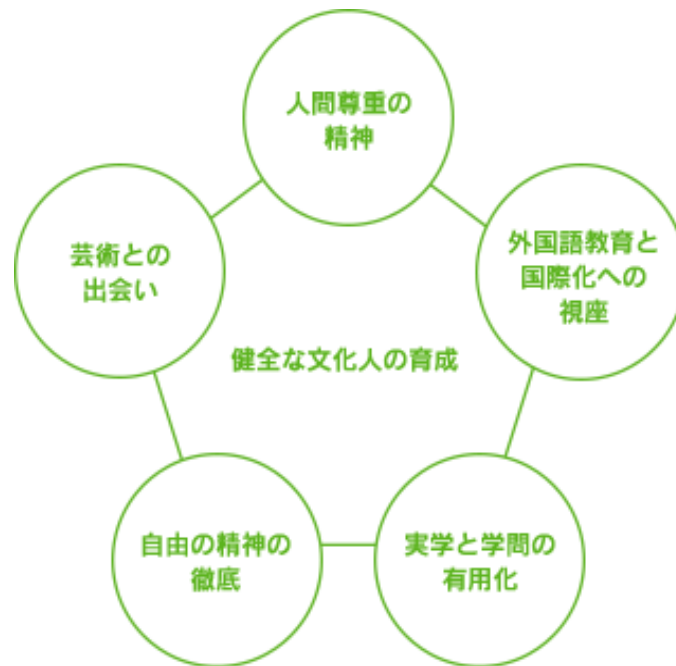
社会に貢献できる人間を育成するために、時代の変化に伴って、本学の学科は増設されてきた。各学科においては、一般教養による人格の陶冶とともに、専門教育による有用な知識や技術の習熟をめざしている。

#### 4. 自由の精神の徹底

自由の精神を徹底することにより、豊かな創造力をのばすとともに、明るく活発で進取の気性旺盛なスクールカラーを生み出している。

#### 5. 芸術との出会い

芸術教育及びその実践を通し、既成の価値観を乗り越える創造性を奨励するとともに、感性と理性との調和した豊かな人間性の涵養を図っている。



## 2. 本学の使命・目的

### 教育目的

本大学は学校教育法に則り外国語、保育、デザイン美術、広報及び商業に関する専門の学芸につき教授研究を行い、併せて一般教養による人格の陶冶に努め、中学校、幼稚園の教員及び保育士となる者のためこれに関する専門的職業教育を施し、以って実社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

本学の教育目的は、学則第1条、及び第69条（専攻科）、通信教育部規程に次のとおり示されている。

### 大阪芸術大学短期大学部学則第1条

本大学は学校教育法に則り外国語、保育、デザイン美術、広報及び商業に関する専門の学芸につき教授研究を行い、併せて一般教養による人格の陶冶に努め、中学校、幼稚園の教員及び保育士となる者のためこれに関する専門的職能教育を施し、以って実社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

### 大阪芸術大学短期大学部学則第69条（専攻科）

本専攻科は、短期大学デザイン美術学科を卒業した者にさらに広く深く理論と實際を教授研究し、併せて人格の陶冶と教養の向上に寄与することを目的とする。

## 大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程第 1 条

大阪芸術大学短期大学部学則第 4 条の 2 に基づき、本教育部は主として通信によって学校教育法に則り一般教養と密接な関係を保ちつつ広く保育、デザイン美術、広報に関する理論と実感を教授研究し、以て実社会に貢献し得る人物並びに有為なる幼稚園教諭及び保育事業に従事する人物を養成すると共に円満なる人格を涵養し、健全なる民主主義精神を鼓吹することを以て目的とする。

### 各学科の教育目標

#### 〈英米文化学科〉

学生一人ひとりに高度な英語力と、国際ビジネスの担い手となるための基礎力を身につけてもらうことを教育目標としている。

#### 〈保育学科〉〈通信教育部保育学科〉

愛をはぐくむ保育者の具体像として、実践力のある、課題解決能力を身につけた保育士及び幼稚園教諭の養成を教育目標としている。

#### 〈メディア・芸術学科〉

社会に大きな影響力を持つメディアの世界において、さまざまな情報を発信できる人材の育成を教育目標としている。

#### 〈デザイン美術学科〉〈通信教育部デザイン美術学科〉

時代の新しい変化に即した機敏な対応ができ、社会が要求する新しい知識や技術を高度に備えたクリエイターを育成することが目標である。

## 3. 本学の個性

本学は、英米文化学科、保育学科、メディア・芸術学科、デザイン美術学科の 4 学科 15 コースを擁する全国でも珍しい学問領域をもった総合芸術短期大学である。

キャンパスは、大阪学舎と伊丹学舎の 2 つがあり、大阪学舎には、英米文化学科、保育学科の 2 学科、伊丹学舎にはメディア・芸術学科、デザイン美術学科の 2 学科が設置されている。

各学科・コースの授業では経験豊富な業界のプロフェッショナルが教鞭を執り、少人数制の密度の濃い授業を展開している。多彩な分野の専門家（教員）と学生たちが集まる場所で、学科・コースを超えたコラボレーションが生まれ、価値観や専門の異なる学生たちが切磋琢磨し、一つのキャンパスの中で多様な感性が育まれている。

さらに「学びの目標」であり、かつ、「学びの成果」を社会に発信する展覧会やコンサート、ミュージカル、子どもとふれ合うキッズイベントなど、実践の機会も多く用意している。豊かな環境を活かし、将来の目標を探しつつ、実現に向けて取り組める短期大学である。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

大阪芸術大学短期大学部は、昭和 20（1945）年、初代学長塚本英世が平野英学塾を設立したことに始まる。平野英学塾は後に、浪速外国語学校、浪速外国語短期大学、浪速短期大学（現 大阪芸術大学短期大学部）へと発展する。

短期大学部の開学は昭和 26（1951）年 4 月 1 日である。当初は浪速外国語短期大学として設置認可され、英語科第 1 部を開設し、外国語を中心に教育を展開した。その後、幼児教育への取り組みとして、昭和 27（1952）年に大阪幼稚園教員養成所を設置したことを端緒に教員養成所が発展し、附属幼稚園（現 松ヶ鼻幼稚園）の開設と並行して、昭和 29（1954）年には保育科（現 保育学科）第 1 部・第 2 部を増設するに至った。

保育科の増設に伴い英語科と保育科を有する短期大学となり、名称も「浪速外国語短期大学」から「浪速短期大学」に変更された。

保育・幼児教育の中から美術教育、並びに音楽教育への機運が高まり、昭和 32（1957）年の大阪美術学校の開校、昭和 35（1960）年の浪速短期大学デザイン美術科（現 デザイン美術学科）及び広報（マス・コミュニケーション）科（現 メディア・芸術学科）の設置へ至る。これらは戦後の関西美術・デザイン・メディアの大物、新進気鋭を教員として迎え、産業界の期待に応えるべく、関西の美術、デザイン教育をリードし多数の人材を生み出した。この美術、デザイン教育への注力を集約して、昭和 39（1964）年には大阪府南河内郡河南町において浪速芸術大学を設置し、2 年後の昭和 41（1966）年に大阪芸術大学と名称変更した。近年では大学院、通信教育部が設置されるなど、日本最大級の総合芸術大学として、幾多の有為な人材を輩出している。

また、短期大学では、昭和 61（1986）年に兵庫県伊丹市に伊丹学舎を新たに開設。デザイン美術科及び広報科を移転し、現在の大阪学舎と伊丹学舎の 2 つのキャンパスを有することとなった。平成 12（2000）年に浪速短期大学から大阪芸術大学短期大学部へと名称変更を行い現在に至っている。

### 法人の沿革

| 年           | 事 項                                         |
|-------------|---------------------------------------------|
| 昭和 20（1945） | 平野英学塾を開設（昭和 21 年 3 月 31 日迄）                 |
| 昭和 21（1946） | 財団法人浪速外国語学校（3 年制）を創立、平野英学塾を発展的解消            |
| 昭和 24（1949） | 浪速外国語学校（各種学校）に改称                            |
| 昭和 26（1951） | 学校法人浪速外語学院を設立                               |
| 昭和 27（1952） | 大阪幼稚園教員養成所を設置（昭和 29 年 3 月 31 日迄）            |
| 昭和 28（1953） | 浪速外国語短期大学附属幼稚園を設置                           |
| 昭和 32（1957） | 大阪美術学校（各種学校）を設置                             |
| 昭和 33（1958） | 短大附属照ヶ丘幼稚園を設置                               |
| 昭和 39（1964） | 浪速芸術大学芸術学部を設置                               |
| 昭和 41（1966） | 学校法人浪速外国語学院を学校法人塚本学院に改称<br>浪速芸術大学を大阪芸術大学に改称 |

大阪芸術大学短期大学部

|              |                                                                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 43 (1968) | 短大附属金剛幼稚園を設置                                                            |
| 昭和 44 (1969) | 大阪音楽センターを設置                                                             |
| 昭和 45 (1970) | 大阪芸術センターを設置                                                             |
| 昭和 47 (1972) | 大阪音楽専門学校（各種学校）を設置                                                       |
| 昭和 48 (1973) | 大阪芸術大学芸術専攻科を設置                                                          |
| 昭和 53 (1978) | 大阪音楽専門学校（各種学校）を大阪芸術大学附属大阪音楽学校（各種学校）に改称                                  |
| 昭和 56 (1981) | 大阪美術学校（各種学校）を大阪芸術大学附属大阪美術専門学校（専修学校）として設置<br>塚本英世記念館芸術情報センターを設置          |
| 昭和 57 (1982) | 短大附属泉北幼稚園を設置                                                            |
| 昭和 58 (1983) | 浪速外国語学校を廃止                                                              |
| 昭和 60 (1985) | 塚本学院大阪芸術大学御岳高原研修センターを設置                                                 |
| 昭和 62 (1987) | 大阪芸術大学附属大阪音楽学校（各種学校）を廃止<br>学校法人塚本学院白浜研修センターを設置                          |
| 平成 4 (1992)  | 学校法人塚本学院菅平研修センターを設置                                                     |
| 平成 5 (1993)  | 大阪芸術大学大学院芸術文化研究科（修士課程）芸術文化学専攻を設置                                        |
| 平成 7 (1995)  | 大阪芸術大学大学院芸術文化研究科博士課程（後期）を設置                                             |
| 平成 9 (1997)  | 大阪芸術大学大学院芸術制作研究科修士課程芸術制作専攻を設置                                           |
| 平成 13 (2001) | 大阪芸術大学通信教育部芸術学部を設置                                                      |
| 平成 14 (2002) | 大阪芸術大学博物館を設置                                                            |
| 平成 17 (2005) | 大阪芸術大学大学院芸術文化研究科博士課程（前期・後期）及び芸術制作研究科修士課程を大阪芸術大学大学院芸術研究科博士課程（前期・後期）に改組転換 |
| 平成 20 (2008) | 大阪芸術大学ほたるまちキャンパスを開設                                                     |
| 平成 26 (2014) | 大阪芸術大学スカイキャンパスを開設                                                       |

大阪芸術大学短期大学部の沿革

| 年            | 事 項                                                           |
|--------------|---------------------------------------------------------------|
| 昭和 26 (1951) | 浪速外国語短期大学英語科第 1 部を設立                                          |
| 昭和 28 (1953) | 英語科第 2 部を増設                                                   |
| 昭和 29 (1954) | 保育科第 1 部・第 2 部を増設と同時に、大阪幼稚園教員養成所は発展的解消<br>浪速外国語短期大学を浪速短期大学に改称 |
| 昭和 30 (1955) | 通信教育部保育科を増設                                                   |
| 昭和 35 (1960) | デザイン美術科・広報（マス・コミュニケーション）科第 1 部・第 2 部を増設                       |
| 昭和 37 (1962) | 商業科・デザイン美術専攻科第 1 部・第 2 部を増設                                   |
| 昭和 38 (1963) | 通信教育部にデザイン美術科・広報（マス・コミュニケーション）科を増設                            |

## 大阪芸術大学短期大学部

|              |                                                                                                                                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 53 (1978) | 英語科第 2 部・広報科第 2 部・商業科第 2 部及びデザイン美術科第 2 部を廃止                                                                                                                                                   |
| 昭和 61 (1986) | デザイン美術科・広報科を伊丹学舎へ位置変更。                                                                                                                                                                        |
| 平成 12 (2000) | 浪速短期大学を大阪芸術大学短期大学部に校名変更<br>英語科を英米文化学科に、保育科第 1 部を保育学科第 1 部に、保育科第 2 部を保育学科第 2 部に、商業科を商業学科に、広報科を広報学科に、デザイン美術科をデザイン美術学科に、通信教育部保育科を通信教育部保育学科に、通信教育部広報科を通信教育部広報学科に、通信教育部デザイン美術科を通信教育部デザイン美術学科に学科名変更 |
| 平成 15 (2003) | 専攻科保育専攻（収容定員 40 名、入学定員 20 名）を設置                                                                                                                                                               |
| 平成 17 (2005) | 商業学科を経営デザイン学科に名称変更                                                                                                                                                                            |
| 平成 22 (2010) | 経営デザイン学科をビジネス学科に、広報学科をメディア・芸術学科に名称変更<br>専攻科保育専攻学生募集停止                                                                                                                                         |
| 平成 23 (2011) | 保育学科第 2 部学生募集停止<br>通信教育部広報学科学生募集停止<br>伊丹学舎に芸術ホール竣工                                                                                                                                            |
| 平成 25 (2013) | ビジネス学科学生募集停止                                                                                                                                                                                  |
| 平成 26 (2014) | 保育学科第 1 部を保育学科に名称変更                                                                                                                                                                           |

## 2. 本学の現況

- ・ **短期大学名** 大阪芸術大学短期大学部
- ・ **所在地** 大阪学舎 大阪府大阪市東住吉区矢田 2 丁目 14 番 19 号  
伊丹学舎 兵庫県伊丹市荒牧 4 丁目 8 番 70 号
- ・ **学科構成** 英米文化学科、保育学科、ビジネス学科（平成 25（2013）年度より学生募集停止）、メディア・芸術学科、デザイン美術学科、  
専攻科デザイン美術専攻（平成 27 年度より学生募集停止）  
通信教育部保育学科、通信教育部デザイン美術学科、通信教育部広報学科  
（平成 23（2011）年度より学生募集停止）



大阪芸術大学短期大学部

・学生数、教員数、職員数（平成 27（2015）年 5 月 1 日現在）

【学生数】

| 学科        | 入学定員 | 収容定員 | 在学生数 |
|-----------|------|------|------|
| 英米文化学科    | 40   | 80   | 34   |
| 保育学科      | 100  | 200  | 153  |
| デザイン美術学科  | 160  | 320  | 208  |
| メディア・芸術学科 | 160  | 320  | 329  |
| 計         | 460  | 920  | 724  |

通信教育部

| 学科（コース）  |        | 入学定員 | 2 年次編入 | 収容定員  | 在学生数  |
|----------|--------|------|--------|-------|-------|
| 保育学科     | 幼稚園コース | 250  | 50     | 550   | 327   |
|          | 保育コース  | 250  | 50     | 1,200 | 776   |
| デザイン美術学科 |        | 150  | —      | 300   | 64    |
| 計        |        | 650  | 100    | 2,050 | 1,167 |

【教員数】（表 F-6）

| 学科、その他の組織 | 専任教員数 |     |    |    |    | 助手 |
|-----------|-------|-----|----|----|----|----|
|           | 教授    | 准教授 | 講師 | 助教 | 計  |    |
| 英米文化学科    | 5     | 3   | 0  | 0  | 8  | 0  |
| 保育学科      | 5     | 4   | 3  | 0  | 12 | 0  |
| デザイン美術学科  | 7     | 4   | 0  | 0  | 11 | 0  |
| メディア・芸術学科 | 8     | 2   | 1  | 0  | 11 | 0  |
| 教養課程      | 3     | 1   | 0  | 0  | 4  | 0  |
| 通学部計      | 28    | 14  | 4  | 0  | 46 | 0  |
| 通信教育部     | 10    | 2   | 8  | 0  | 20 | 0  |
| 合 計       | 38    | 16  | 12 | 0  | 66 | 0  |

【職員数】（表 3-1）

| 人数<br>学舎名 | 正職員 | 嘱託 | パート・<br>(アルバイト含) | 派遣 | 計  |
|-----------|-----|----|------------------|----|----|
| 大阪学舎      | 11  | 3  | 4                | 0  | 18 |
| 伊丹学舎      | 14  | 2  | 23               | 0  | 39 |
| 計         | 25  | 5  | 27               | 0  | 57 |

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 1. 基準 1 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確化

###### 《1-1 の視点》

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡素な文書化

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

大阪芸術大学短期大学部（以下「本学」という。）は、開学時の「建学の精神」として表 1-1-1 のとおり掲げている。

表 1-1-1 建学の精神

「大阪芸術大学短期大学部は、  
日本国憲法の精神に則り、  
私学の本分を尽くし、  
世界の平和と人類の福祉に貢献することを目的とする。  
また、広く知識を求めて学術の研究に励み、  
専門的技術の習熟に努め、  
もって心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。」

また、本学では「建学の精神」をふまえ、大学の使命・目的を補充するために人材育成の基本理念となる「教育理念」を表 1-1-2 として定め、運用している。

表 1-1-2 教育理念

戦後、私学の先達たちは、焦土と混乱の中にあって、教育こそ新しい民主国家や自由で明るい社会を建設する原動力であるという認識のもと、さまざまな教育機関を創設していった。その中の一人が、本学の創設者塚本英世である。溢れる情熱と不撓不屈の精神をもって、今日の塚本学院、大阪芸術大学グループを築き上げた。

本学は、1945 年（昭和 20 年）に創設された平野英学塾を起源とする。その後、1946 年 浪速外国語学校、1949 年 浪速外国語専門学校、1951 年 浪速外国語短期大学、1954 年 浪速短期大学となり、2000 年に大阪芸術大学短期大学部と校名変更して今日に至っている。

建学の精神を反映した本学の教育理念は、次の 5 つの柱からなっている。

#### 1. 人間尊重の精神

創設者塚本英世は、「人の心に愛を産みつけることのできる教育」をめざした。この人間尊重の精神は、青空子ども会、青い鳥幼稚園、そして幼児教育への取り組みへと受け継がれ発展してきた。

## 2. 外国語教育と国際化への視座

戦後の英語教育の重要性が、本学創設の原点である。外国語を学ぶことを通して、世界の文化、歴史、社会への理解を深めるとともに、国際交流を精力的に推進している。

## 3. 実学と学問の有用化

社会に貢献できる人間を育成するために、時代の変化に伴って、本学の学科は増設されてきた。各学科においては、一般教養による人格の陶冶とともに、専門教育による有用な知識や技術の習熟をめざしている。

## 4. 自由の精神の徹底

自由の精神を徹底することにより、豊かな創造力をのばすとともに、明るく活発で進取の気性旺盛なスクールカラーを生み出している。

## 5. 芸術との出会い

芸術教育及びその実践を通し、既成の価値観を乗り越える創造性を奨励するとともに、感性と理性との調和した豊かな人間性の涵養を図っている。

本学の使命・目的は各種教育課程の開設以来、短期大学部、専攻科、通信教育部の学則に、それぞれ表 1-1-3 のとおり定めている。この目的は本学の教育活動及び人材養成に関する基本的かつ総括的な方針として、表 1-1-4 のとおり「教育目的」として定められ運用している。

表 1-1-3-① 大阪芸術大学短期大学部学則

|            |                                                                                                                                            |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (短期大学部の目的) |                                                                                                                                            |
| 第 1 条      | 本大学は学校教育法に則り外国語、保育、デザイン美術、広報及び商業に関する専門の学芸につき教授研究を行い、併せて一般教養による人格の陶冶に努め、中学校、幼稚園の教員及び保育士となる者のためこれに関する専門的職能教育を施し、以って実社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。 |
| (専攻科の目的)   |                                                                                                                                            |
| 第 69 条     | 本専攻科は、短期大学デザイン美術学科を卒業した者にさらに広く深く理論と実際を教授研究し、併せて人格の陶冶と教養の向上に寄与することを目的とする。                                                                   |

表 1-1-3-② 大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程

|            |                                                                                                                                                                                    |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (通信教育部の目的) |                                                                                                                                                                                    |
| 第 1 条      | 大阪芸術大学短期大学部学則第 4 条の 2 に基づき、本教育部は主として通信によって学校教育法に則り一般教養と密接な関係を保ちつつ広く保育、デザイン美術、広報に関する理論と実際を教授研究し、以て実社会に貢献し得る人物並びに有為なる幼稚園教諭及び保育事業に従事する人物を養成すると共に円満なる人格を涵養し、健全なる民主主義精神を鼓吹することを以て目的とする。 |

表 1-1-4 教育目的

「本大学は学校教育法に則り外国語、保育、デザイン美術、広報及び商業に関する専門の学芸につき教授研究を行い、併せて一般教養による人格の陶冶に努め、中学校、幼稚園の教員及び保育士となる者のためこれに関する専門的職業教育を施し、以って実社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。」

本学は、「建学の精神」「教育理念」「学則上の目的」「教育目的」に基づき「各学科の教育目標」を表 1-1-5 のとおり定め、運用している。

表 1-1-5 各学科の教育目標

|                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〈英米文化学科〉 学生一人ひとりに高度な英語力と、国際ビジネスの担い手となるための基礎力を身につけるてもらうことを教育目標としている。                       |
| 〈保育学科〉〈通信教育部保育学科〉 愛をはぐくむ保育者の具体像として、実践力のある、課題解決能力を身につけた保育士及び幼稚園教諭の養成を教育目標としている。            |
| 〈メディア・芸術学科〉 社会に大きな影響力を持つメディアの世界において、さまざまな情報を発信できる人材の育成を教育目標としている。                         |
| 〈デザイン美術学科〉〈通信教育部デザイン美術学科〉 時代の新しい変化に即した機敏な対応ができ、社会が要求する新しい知識や技術を高度に備えたクリエイターを育成することが目標である。 |

### 1-1-② 簡素な文書化

本学では、学院創設者の教育に対する思いから、表 1-1-1「建学の精神」をふまえ、表 1-1-2 の「教育理念」を掲げ、短期大学を形成する基本理念としている。

本学の使命・目的は、表 1-1-3 の学則において簡潔に定めており、それを補完するため人材育成の基本方針となる表 1-1-4「教育目的」及び表 1-1-5「各学科の教育目標」も明確かつ簡潔な文書として運用している。

### 【自己評価】

大学案内、学生便覧、ホームページへの掲載等の方法により、学内外に周知している使命・目的及び教育目的は明確かつ具体的であり、簡素な文書となっている。

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

短期大学の使命・目的及び教育理念の明確性については、建学の精神とあわせて、創設時の教育理念を継承するとともに、短期大学への社会からの要請や期待に鑑みながら、社会の発展を見据え、教育目標を時代に合った表現、より理解されやすい表現へと改善させる必要がある。

今後とも、改善に向けて教務委員会を中心に検証を行い、「建学の精神」、「教育理念」、「教育目的」、「各学科の教育目標」との整合性や簡素な文章化などへの改善・向上に努めていく。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 《1-2 の視点》

#### 1-2-① 個性・特色の明示

#### 1-2-② 法令への適合

#### 1-2-③ 変化への対応

### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明）

#### 1-2-① 個性・特色の明示

本学は、建学の精神を基とした教育理念において「人間尊重の精神」「外国語教育と国際化への視座」「実学と学問の有用化」「自由の精神の徹底」「芸術との出会い」の5つを掲げている。この5項目は、学院創設者の教育に対する考え方が教育理念としてまとめられたものであり、開学以来、教育研究活動の推進において文字通り精神的支柱として堅持されてきた。この教育理念を推進するべく構築された本学は、短期大学における多様な学びに対応可能な総合芸術短期大学であり、本学の存在そのものが個性・特色を表しているといえる。

また、短期大学の使命・目的はもとより、それを補完するための人材育成の基本方針となる教育目的を「本大学は学校教育法に則り外国語、保育、デザイン美術、広報及び商業に関する専門の学芸につき教授研究を行い、併せて一般教養による人格の陶冶に努め、中学校、幼稚園の教員及び保育士となる者のためこれに関する専門的職業教育を施し、以って実社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。」と定めているが、この教育目標は、建学の精神と共に本学の特色を形成する大きな根本精神となっている。

#### 1-2-② 法令への適合

本学の使命・目的及び教育目標は、学校教育法を遵守し、学校教育法第108条が定める「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする。」を基本理念に制定されている。

また、短期大学設置基準第2条の「短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」並びに同33条の4「短期大学及び学科（以下「短期大学等」という。）の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。」等の関連する諸法令を遵守し、適切な目的を掲げているといえる。

#### 1-2-③ 変化への対応

高等教育をめぐる政策や社会状況の変化によって、本学を取り巻く環境が開学当初とは大きく異なってきている。建学の精神及び大学の使命・目的の運用にあたっては、それらの語句を教育活動にそのまま当てはめるのではなく、建学の精神に込められた価値を時代的あるいは社会的な状況に照らして検証・整理し、教育活動として実践している。

## 【自己評価】

建学の精神を基とした教育理念は教育課程に反映され、本学の特色を形成する大きな根本精神となっている。このことから使命・目的及び教育目的についても本学の個性・特色が反映されているものと判断する。また、学校教育法第108条に照らして、短期大学として適切な目的を掲げていると自負している。

また、法令等に遵守及び適合しており、社会情勢の変化に対応し、名称変更や新たなコースの設置など変化への対応も適切である。

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神は不変であり、使命・目的及び教育目的においても継承していくべきものであるが、短期大学に対する社会の要請や社会状況等の変化を考慮し、具合的な教育目的や目標を改善・向上させる。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 《1-3 の視点》

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-3-② 学内外への周知

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目標の反映

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性

#### (1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

#### (2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明）

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学では、規程等の制定の際、各部署からの検討・提案を経て規程案が策定される。その後、学長が議長を務める入試委員会や教務委員会など各種委員会を経て、専任の教員で組織される教授会において審議され承認を得ている。教授会での承認事項は、常務会及び最高意思決定機関の理事会へ報告し、承認を得ている。

上記のとおり、本学では、使命・目的及び教育目的の策定に際しては、役員及び教職員の理解と支持を得るための手続をとっている。

#### 1-3-② 学内外への周知

本学の「建学の精神」、「教育理念」、「教育目標」、「各学科の教育目的」は、学生に対しては入学当初のガイダンスやフレッシュマンキャンプ（宿泊研修）で詳しく説明され、さらに授業の中で教員が指導することにより周知が図られている。また、ホームページや入学案内、学生便覧にも掲載されている。

通信教育部の学生に対しても、同様に入学案内や学生のしおり（学生便覧）、ホームページにより周知を図っている。

専任教員の間では、学科内の会議において授業内容や方法についての議論が行われ、その中で教育目標の点検と確認がなされている。非常勤講師に対しては、就任時や授業の合間、会合時など機会を見つけて意見交換を行い、周知が図られている。

### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目標の反映

本学は開学以来、心身とも健全な文化人を育成することを使命としてきたが、少子高齢化やグローバル化など急速な進展をみる社会状況の中で、本学の3つの方針等への使命・目的も時代の要請に答える形で変化していく必要があると考えている。つまり、教育目的を反映させた短期大学士課程の質の確保のため、学科構成と収容定員、教育課程の在り方、教育研究の活性化、学生生活の充実、施設整備の考え方、教員の採用計画、事務体制の在り方、財政基盤の安定化等を策定している。

通信教育部においても同様に、上記の中長期的な計画を踏まえ、教育における3つの方針を使命・目的及び教育目標の反映させている。

### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性

本学は建学の精神及び教育目的に則り、これまでの沿革において、英語科（現 英米文化学科）を開設した後、保育学科、広報学科（現 メディア・芸術学科）、デザイン美術学科、商業学科（平成 25 年ビジネス学科として募集停止。）を順次増設してきた。

学科の教育研究領域に関しては、メディア・芸術学科において、平成 22（2010）年に「舞台芸術コース」、平成 23（2011）年には「ポピュラー音楽コース」、その後も平成 24（2012）年「声優コース」、平成 25（2013）年「ポピュラーダンスコース」を新たに開設した。また、デザイン美術学科においても平成 20（2008）年「キャラクター造形コース」、平成 25（2013）年「フィギュアアーツコース」を開設し、芸術系領域の充実と整備に努めてきた。

これは本学が掲げる「健全な文化人を育成する」、「専門的職能教育を施し、以って実社会に貢献し得る人材を育成する」といった使命・目的と、短期大学に求められる社会的・時代的な要請に応えるべく、教育研究組織を構成し整備してきた結果である。今後も短期大学が持つ社会的使命と本学が果たすべき役割について、検討を重ねながら適正な組織運営がなされるよう取り組んでいく。なお、本学の教育研究組織は表 1-3-1 に示すとおりである。

表 1-3-1 教育組織・教育課程編成（平成 27（2015）年 5 月 1 日現在）

| 学科           | 開設年度        | コース（専攻）                                                    | 備考                    |
|--------------|-------------|------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 英米文化学科       | 昭和 26（1951） | 英語コミュニケーション、<br>ビジネスコミュニケーション                              | 平成 12（2000）年英語科から名称変更 |
| 保育学科         | 昭和 29（1954） |                                                            |                       |
| デザイン<br>美術学科 | 昭和 35（1960） | ビジュアルデザイン、イラストレーション、インテリアデザイン、絵画、版画、立体造形、キャラクター造形、フィギュアアーツ |                       |

## 大阪芸術大学短期大学部

|               |              |                                                   |                                    |
|---------------|--------------|---------------------------------------------------|------------------------------------|
| メディア・<br>芸術学科 | 昭和 35 (1960) | 出版、広告、放送、映像、身体表現、<br>舞台制作、声優、ポピュラー音楽、ポ<br>ピュラーダンス | 平成 22 (2010) 年度<br>広報学科から名称変<br>更。 |
|---------------|--------------|---------------------------------------------------|------------------------------------|

### 通信教育部

| 学科           | 開設年度         | コース (専攻)  | 備考 |
|--------------|--------------|-----------|----|
| 保育学科         | 昭和 30 (1955) | 幼稚園<br>保育 |    |
| デザイン<br>美術学科 | 昭和 38 (1963) |           |    |

### 【自己評価】

理事会と学長並びに教育職員と事務職員の協力関係が適正であり、両者の理解と支持が保たれていると判断している。学長及び学科長、教養課程主任教授による検討の結果、中長期的な計画及び3つの方針が策定され、この3つの方針は、本学の使命・目的及び教育目標を反映していると判断している。

本学の使命・目的及び教育目的は、各種印刷物及びホームページにおいて学内外へ適切に周知されている。また、本学の使命・目的及び教育目的は教育研究組織の構成と整合性を保ち、時代の変化に対応して運営されていると判断する。

### (3) 1-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、建学の精神や使命・目的及び教育目的についてさらに有効性のあるものにするべく、社会の変化や要請をふまえ、適切な教育組織、教育環境、実践ある教育活動の改善・向上を目指していく。その方策としては、教育研究に係る運営組織としての「教授会」、「FD委員会」「教務委員会」「入試委員会」等において見直しを行っていき、最終的に、塚本学院「自己点検運営委員会」に具申し、理事会との意思統一を図りつつ向上を目指していく。

また、学科別の3つのポリシーは平成 27 (2015) 年度中の策定を目指してアドミッション・ポリシーは入試委員会で、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは教務委員会で検討を進めている。

### 【基準1の自己評価】

本学では、建学の精神・短期大学の基本理念及び使命・目的を開学以来5つの教育理念として明確に定めている。また、3つの方針においても使命・目的及び教育理念をふまえて実技・実習を中心とした実学教育を適切に設定し、それらに根ざした教育を今日まで一貫して実践し、具現化してきた。

建学の精神・教育理念は大学運営の根幹を為し、大学を構成する関係者への周知徹底が極めて重要であると認識しているが、学内外への周知・公表が十分に行われているかについては、さらに認知度を高めていく必要がある。



## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1 の視点》

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明）

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、本学公式ホームページで公開する他、入学案内には理事長メッセージ、学長メッセージとともに4ページ目に「建学の精神」「教育理念」「アドミッション・ポリシー」を掲載している。受験生向けには印刷物を配布し、オープンキャンパス、入学説明会、高校訪問など各種の機会をとらえて周知に努めている。学内には学生便覧に掲載して新入生ガイダンスやオリエンテーションで説明している。

表 2-1-1 アドミッション・ポリシー（大阪芸術大学短期大学部入学者選抜方針）

本学は入学者の受入れについて、教育目的の達成に必要な下記の資質を評価基準とする。

#### ①人間尊重の精神

他者・地域・社会への興味、コミュニケーション能力

#### ②外国語教育と国際化への視座

外国語を学ぶことを通して、自・他国の文化、歴史、社会への好奇心・視野

#### ③実学と学問の有用化

社会のよりよき構成員となるための意思、その有用な知識や技術の習熟への意欲

#### ④自由の精神の徹底

自由な発想と積極的な姿勢

#### ⑤芸術との出会い

創作・表現活動への好奇心と意欲

注)「学科別アドミッション・ポリシー」は現在、入試委員会において検討を進めている。

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学者選抜については、指定校推薦入試、自己推薦入試、一般入試、AO入試、大学入試センター試験利用入試や社会人入試、留学生入試を実施し、学生受け入れの多様化を進めている。入学試験の概要は表 2-1-2 のとおりで、アドミッション・ポリシーに沿った入学生の確保のために工夫を凝らしている。オープンキャンパス時に自分のデッサン力やピアノの能力を知ることができる機会を設け、本学の教育課程への理解を深めるよう努めている。入試問題の作成は本学の教員が担当している。

表 2-1-2 各種の入学試験（平成 26（2014）年度実績）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1) A0 入学試験（第 1 期～第 5 期）（専願制）</p> <p>本学の建学の精神や教育目的を理解し、学生生活で培った経験と能力を審査する。受験生の能力や適性、目的意識、入学後の学習意欲などを志望理由書・面談・課題提出（到達度確認）などを通じて判定する。提出されたエントリーシートを複数の審査教員が総合的に評価する。書類選考通過者には、面接を実施し、A0 入試の趣旨に合致するか、また入学後の目的意識などを話し合う。面接は、複数回になることもある。面接を経て出願可否判定を行い、出願（可）判定者には、出願認定書及び出願書類を送付する。出願許可を受けた受験生は、指定期間内に出願し、出願手続が完了した時点で合格が確定する。</p> |
| <p>2) 指定校制推薦入学試験（専願制）</p> <p>本学が指定した高等学校を対象とする。高等学校により依頼学科、依頼人数が異なる。過去の実績を考慮し毎年見直す。現役生を対象とし、出身高校の校長が推薦する人物であることが出願の条件となる。試験科目は、全学科面接試験で判定する。</p> <p>保育学科のみ、次の a から c までのいずれかに該当する者</p> <p>a. ピアノ演奏がバイエル 80 番（原書番号）以上を終了している者。</p> <p>b. コーラス部、吹奏楽部、放送部、美術部、演劇部、ダンス部等に関連する課外活動に 2 年以上所属している者。</p> <p>c. 体育系クラブに 2 年以上所属している者。</p> |
| <p>3) 推薦入学試験（第 1 次・専願制／第 2 次・併願制）</p> <p>受験生自身が特技・能力・資格などをアピールし、評価を受ける選抜方法である。出願の際に、自分の活動状況や実績をアピールする「自己推薦書」の提出が求められる。個人面接と調査書で判定するが、デザイン美術学科では鉛筆デッサンの実技試験、保育学科では、ピアノ伴奏をしながら歌う、「弾き歌い」の適性検査が課せられている。</p>                                                                                                                          |
| <p>4) 大学入試センター試験利用入学試験（学費全額免除入学試験）</p> <p>『学費全額免除の特待生』を選考する試験である。受験した教科・科目（2 教科以上受験のこと）の中から、高得点の 2 教科 2 科目の合計で 150 点以上（1 科目 100 点満点）の成績を修めた者が対象となる。</p>                                                                                                                                                                          |
| <p>5) 一般入試（併願制）</p> <p>本学が定めた出願条件を満たしていれば、誰でも受験することができる。選抜方法は、学科によって学力試験や実技試験、適性検査を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英米文化学科：学力試験として英語 I と個人面接。</li> <li>・保育学科：ピアノの弾き歌い、絵を見て簡単な文章と説明を求める。グループ面接。</li> <li>・メディア・芸術学科：学力試験として国語（古文・漢文を除く）と個人面接。</li> <li>・デザイン美術学科：実技試験として鉛筆デッサンに個人面接。</li> </ul>                |
| <p>6) 社会人入学試験</p> <p>本学が定めた出願条件を満たしていれば、誰でも受験することができる。面接、小論文（保育学科、メディア・芸術学科）、適性検査（保育学科）、実技試験（デザイン美術学科）</p>                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>7) 留学生入学試験</p> <p>保育学科を除く 3 学科で学生を募集している。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在の本学の収容定員は 920 名、入学定員は 460 名となっている。在籍学生数は 724 名で収容定員超過率は 0.79 倍である。1 年次入学者数は 366 名で入学定員超過率は 0.8 倍と定員割れが続いた状態となっている。しかし本学の教員数、校地・校舎面積は短期大学設置基準を大きく上回っており、施設・設備も充実しているので、まずは定員の確保を目指したい。メディア・芸術学科については、平成 22 (2010) 年に「広報学科」から「メディア・芸術学科」に名称変更した。平成 23 (2011) 年度にポピュラー音楽コース、平成 25 (2013) 年度にポピュラーダンスコースを新設し、入学定員 160 名に 176 名が入学し、入学定員充足率 1.1 倍と定員の確保を達成した。デザイン美術学科については、平成 25 (2013) 年度にフィギアアーツコースを新設し、教育課程の改革に取り組んではいるものの定員の確保には至っていない。

定員割れの原因としては、高校生やその保護者の価値観の変化がある。短期大学への進学者の大部分を占めていた女子学生の進学希望が完全に 4 年制大学へとシフトしてしまったことが理由のひとつである。その背景には、短大卒業女子は一般職に就職するという雇用環境から性別にかかわらず総合職を目指す就職活動に変化したことに加え、コンピュータ化により一般事務職の雇用が減少したこともあげられる。4 年制大学も学生確保の戦略として女子学生が好む国際学部や外国語学部、芸術学部の新設を行い、各大学とも女子学生の比率を拡大させてきたことが、短期大学の定員確保に影響を与えている。

**表 2-1-3 入学定員・入学者数 (3 年間)**

| 学科        | 平成 25 (2013) 年度 |       | 平成 26 (2014) 年度 |       | 平成 27 (2015) 年度 |       |
|-----------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|
|           | 入学定員            | 入学者   | 入学定員            | 入学者   | 入学定員            | 入学者   |
| 英米文化学科    | 40 名            | 15 名  | 40 名            | 22 名  | 40 名            | 14 名  |
| 保育学科      | 100 名           | 81 名  | 100 名           | 77 名  | 100 名           | 77 名  |
| メディア・芸術学科 | 160 名           | 205 名 | 160 名           | 176 名 | 160 名           | 155 名 |
| デザイン美術学科  | 160 名           | 95 名  | 160 名           | 88 名  | 160 名           | 120 名 |
| 計         | 460 名           | 396 名 | 460 名           | 363 名 | 460 名           | 366 名 |

**【通信教育部】**

通信教育部への入学は、志願者の学歴や目的により入学年次・形態が異なる。

正科生 (1 年次入学及び編入学)、科目等履修生 (主に短大・4 大卒業で資格取得を目指す)、特修生 (入学資格のない者が入学資格を得るためのコース)、として受け入れ、入学時期は 4 月入学と 10 月入学がある。通信教育部の入学定員・入学者数は表 2-1-4 のとおりである。

通信教育部保育学科については、平成 25 (2013) 年に幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の取得を目指す保育コース (修業年限 3 年) と幼稚園教諭免許のみの取得を目指す幼稚園コース (修業年限 2 年) の 2 コースを設定した。平成 26 (2014) 年の入学定員が 650 名 (1 年次入学) のところ正科生は 4 月入学 420 名、10 月入学 45 名の計 465 名で、入学定員超過率は 0.72 倍となっている。

表 2-1-4 平成 26 (2014) 年度 通信教育部の入学定員・入学者数

| 学科           | 入学<br>定員 | 編入学<br>定員 | 1 年次<br>入学 | 2 年次<br>編入学 | 3 年次<br>編入学 | 計     |
|--------------|----------|-----------|------------|-------------|-------------|-------|
| 保育学科(保育コース)  | 250 名    | 50 名      | 258 名      | 2 名         | 10 名        | 270 名 |
| 保育学科(幼稚園コース) | 250 名    | 50 名      | 185 名      |             |             | 185 名 |
| デザイン美術学科     | 150 名    | －         | 22 名       | 4 名         |             | 26 名  |

**【自己評価】**

アドミッション・ポリシーは明確に定められており、入学案内、学生便覧、ホームページへの掲載により受験生が自分に合った入試方法を選択できるよう周知されている。オープンキャンパス時には、個別面談や実技能力を知ることができる機会を設けている。

**(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）**

まず、第一に在校生により質の高い教育を実践し、高い満足度を維持・向上させることにより定員の確保を目指す。入学定員の確保へ向けての創意工夫として「学科別ガイド」や大阪学舎・伊丹学舎の「キャンパス別ガイド」の制作を検討する。高校生に対して本学の専門領域や教育を分かりやすいガイドやリーフレットでアピールし、アドミッション・ポリシーに合致する入学者を増加させる努力を継続する。

**2-2 教育課程及び教授方法****《2-2 の視点》****2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化****2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発****(1) 2-2 の自己判定**

基準項目 2-2 を満たしている。

**(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明）****2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化**

本学では、学長が教務委員会に対して教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）の策定を指示し、教務委員会が作成した案について「建学の精神」「教育目的」に照らして整備したものが現行のカリキュラム・ポリシーである。各学科は、このカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を構築している。本学の建学の精神・教育目的・教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）は表 2-2-1 のとおりである。

表 2-2-1 建学の精神・教育目的・教育課程編成方針

|                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------|
| 建学の精神<br>「大阪芸術大学短期大学部は、日本国憲法の精神に則り、<br>私学の本分を尽くし、世界の平和と人類の福祉に貢献することを目的とする。 |
|----------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| また、広く知識を求めて学術の研究に励み、専門的技術の習熟に努め、<br>もって心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。」                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p><b>教育目的</b></p> <p>本大学は学校教育法に則り外国語、保育、デザイン美術、広報及び商業に関する専門の学芸につき教授研究を行い、併せて一般教養による人格の陶冶に努め、中学校、幼稚園の教員及び保育士となる者のためこれに関する専門的職業教育を施し、以って実社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。</p>                                                                                                                                                                     |
| <p><b>教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）</b></p> <p>広く知識を求めて学術の研究に励み、専門技術の習熟に努め、もって心身ともに健全な文化人を育成することを理念とし、①「総合教育科目」、②「専門教育科目」により構成している。</p> <p>①「総合教育科目」</p> <p>自然や社会、人間とその生活についての基本的な知識や技能を習得すること、また、その習得の過程において確固たる世界観や人間観を形成するとともに、自ら学び自ら考える学び方を身につけることを目指している。</p> <p>②「専門教育科目」</p> <p>学生が学科・コースで専攻する分野についての深い理解を養成し、社会が求める有為な人材を育成することを目指す。</p> |

注）「学科別カリキュラム・ポリシー」は現在、教務委員会において検討を進めている。

教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を基とした各学科の教育目標は表 2-2-2 のとおりであり、教育目標を具現化するための教育方法は表 2-2-3 のとおりである。

**表 2-2-2 各学科の教育目標**

| 学科                            | 教育目標                                                            |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 英米文化学科                        | 学生一人ひとりに高度な英語力と、国際ビジネスの担い手となるための基礎力を身につけてもらうことを教育目標としている。       |
| 保育学科<br>通信教育部保育学科             | 愛をはぐくむ保育者の具体像として、実践力のある、課題解決能力を身につけた保育士及び幼稚園教諭の養成を教育目標としている。    |
| デザイン美術学科<br>通信教育部デザイン<br>美術学科 | 時代の新しい変化に即した機敏な対応ができ、社会が要求する新しい知識や技術を高度に備えたクリエイターを育成することが目標である。 |
| メディア・芸術学科                     | 社会に大きな影響力を持つメディアの世界において、さまざまな情報を発信できる人材の育成を教育目標としている。           |

**表 2-2-3 教育方法**

| 教育方法                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①少人数・グループによる専門教育</p> <p>少人数・グループでの演習及び実技・実習による専門教育を根幹に据えるとともに教養、基礎科目をバランスよく開講する。</p> |

**②専門教育の段階性を重視する。**

必須、選択の区分、取得順位科目や卒業要件の適切な設定により、実技による専門教育を段階的に実施する。

**③教育課程による成果を積極的に公開する。**

学内外への展示や卒業公演・発表等による教育成果の発表と教育効果の獲得。

**①少人数・グループによる専門教育**

本学は「ものづくり」「芸術表現」「保育・幼児教育」「英語・英米文化」について教授研究を行う教育機関として「演習」及び「実技・実習」による専門教育の実施を根幹に置いている。少人数・グループの授業の中で、学生の課題研究・制作・実技を教員が評価・指導することに加え、学生による研究発表やプレゼンテーション、合評会でのディスカッション等を行うことにより、コミュニケーション能力や人間性を高めることに繋がっている。

また、課題研究・制作・実技は学生の授業時間外学習（研修資料のリサーチ、制作や練習）を促し、「芸術を通じて自己を追究する」ことを目指している。こうした成果を2年次の卒業制作、卒業公演・演奏等として結実することが学位授与条件の一つとなっている。

**②専門教育の段階性を重視する。**

本学の教育課程では大半の学科が必修・選択の区分、取得順位や卒業要件を細かく設定している。芸術教育においては実技・実習系の授業科目が大半を占め、かつ基礎から応用に至る過程では知識の習熟度、技能の達成度、受講者のレベル等を適切にふまえた教育が重要となるからである。また、専門分野の技能レベルの向上を目指すとともに他分野の実習科目についても積極的に履修させている。複数の分野の基礎科目を履修させることは遠回りにも見て取れるが、専門領域を追求する上でむしろ効率的であり、必要な措置であると考えている。

**③教育課程を積極的に公開する。**

本学では芸術関連教育機関の責務として、展覧会・演奏会・公演等を積極的に実施しており、教育活動の一環として教員・学生が積極的に関与している。作品や表現を授業の中だけでなく、学内のギャラリーや学外の会場において公開することで、技術の向上と経験の蓄積、芸術による社会貢献が期待される。また、教員及び学生の制作・表現に向かうモチベーションの向上、社会的評価のフィードバックといった教育効果が見込まれる。

企画によっては教員や学生が実施に向けての折衝や推進に当たり、プランニング、プロデュース能力の鍛錬の場としても高い教育効果を挙げている。

**（周知の方法）**

カリキュラム・ポリシーについては、本学の公式ホームページに掲載し入学前にも閲覧が可能である。また、入学時に配布する「学生便覧」等において、教育目的及びアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー等とともに記載し、学生への周知を図っている。また、新入生ガイダンスにおいても各ポリシーについて説明を行っている。

## 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学では教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発について、学科ごとに次のような取り組みを行っている。

### 英米文化学科

英文法：発信型コミュニケーション能力を習得する。文法、語法の再確認を通じて、さまざまな英文の構築を理解することで、自ら発信するコミュニケーション能力の向上をめざす。

秘書実務：ビジネスマナーを実践的に身につける。社会人として必要な基礎知識を習得した上で、複雑化・多様化する現代社会における秘書の働き方について学ぶ。

スクリーンイングリッシュ：映画から言葉と文化を理解する。映画を鑑賞し、シーンごとに使われる生きた英語を習得。語彙力はもちろん、文化的背景まで掘り下げる。

アメリカ文化／イギリス文化：英米文化への理解を深める。知っているようで知らないイギリスやアメリカという国について、その歴史や多彩な生活スタイルについて学ぶ。

### 保育学科

「幼稚園教諭 2 種免許」と「保育士資格」を取得させるため「教育職員免許法」と「児童福祉法」及び関係省庁の法令や告示等に基づいた科目で構成されている。

「教育実習」や「保育実習」をより円滑に受講し、学生自身の長所や短所への「気づき」を促す目的で「保育・教職基礎演習」を設定している。また、幼児教育の現場での実践的な能力を養うために「音楽Ⅰ～Ⅳ」「図画」「工作」に力を注ぎ、芸術教育への指導力強化に努めている。

また、保育学科にとって最終目標である幼稚園教諭 2 種免許の取得には、幼稚園での 4 週間にわたる教育実習が必須となっている。教育実習に向けて「実習記録」の作成を義務付け、教育実習をより実のあるものとなるように工夫されている。

### メディア・芸術学科

人の心をとらえる「表現力」を深く追求し、ものをつくり上げる大切さを学びながら自分の個性を発見する力を養う学科であり、各専門分野で活躍中の講師陣の指導により、ひとりひとりの才能や可能性を引き出す。

2 年間の学びの集大成として卒業公演・演奏・発表等が用意されており、ポピュラーダンスコースはグランフロント北館での卒業公演、ポピュラー音楽コースはビルボード大阪での卒業演奏、身体表現コースと舞台制作コースは川西市のみつなかホールでの卒業公演、出版コースでは『パラボラ通信』『キラキラ』の発行など学内外での作品発表の場を設け、学生たちのやる気を引き出す工夫を行っている。

### デザイン美術学科

1 年次において、必修科目「デッサン（実習 2 単位）」、「造形実習（実習 2 単位）」、「専攻実習（実習 2 単位）」を課し、選択必修科目として「基礎実習Ⅰ～Ⅷ」（実習 2 単位）を 3 科目 6 単位取得することとしている。この基礎実習の専攻分野は、ビジュアルデザイン、

イラストレーション、インテリアデザイン、絵画、版画、立体造形、キャラクター造形、フィギアーツとなっており、各学生が専攻するコースの境界領域を学ばせることで、造形芸術における境界領域の開拓を図れるよう工夫されている。

2年次では、必修科目「専攻実習Ⅱ～Ⅳ」（各実習2単位の3科目）と「卒業制作（実習4単位）」を課すことにより卒業作品の精度を高めている。また、学内での卒業制作展やサテライトキャンパス（あべのハルカス24階）での卒業制作「学外」展を開催し、学生の技量の向上に努めている。

#### ・教授方法の改善を進めるための組織体制の整備と運用

FD (Faculty Development) を推進するための組織である「FD委員会」を設置し、FD活動の企画・実施計画の立案、評価、情報の収集と提供等を行うことを「FD委員会規程第3条」に規定している。

本学ではFD委員会において、教員が授業を相互に聴講することで自らの授業方法の改善につなげることを目的として、公開授業を実施することを決定している。

#### ・履修登録単位数の上限設定等、単位制度の実質を保つための工夫

平成27（2015）年4月よりキャップ制を導入することにより、履修登録単位数は、表2-2-4のとおり「学生に関する規程」において48単位を上限として定められ、履修科目の予習復習等の学習時間が適切に確保されるよう改善が図られている。

また、単位制度の実質を保つための工夫として、「学生便覧」において、単位算定基準について説明し、単位制についての理解を促すとともに、授業科目のシラバスにおいては、テーマと目的、授業概要、授業計画（各回予定）、受講上の注意、成績評価方法・基準、教科書に加え、参考書・参考文献を明示し、予習復習のための詳細な情報提供に努めている。

その他、学年暦において、前期・後期とも15回の授業回数を確保しており、不測の事態により規定の授業時間数が確保できない場合には、補講により補うこととしている。

表 2-2-4 学生に関する規程

|                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------|
| 第1章 授業科目及び履修方法                                                     |
| 第2条 学習計画上、1年間に履修できる単位数は48単位を上限とする。ただし、教員免許及び資格取得に必要な科目は上限単位数に含めない。 |
| 特に必要な場合には、学科にコースの区分を設け、授業科目及び履修方法を別に定めることができる。                     |

#### 【通信教育部】

通信教育部の授業は、スクーリングと呼ばれる面接授業と、テキスト等の印刷教材による通信授業のふたつの方法により行われている。

通信授業の教材は、本学独自に作成した教科書または市販本を使用しており、その学習量に関しては、「短期大学通信教育設置基準」第5条に準拠して通信教育部規程により45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とすることが定められている。

通信授業ではこれらテキストとあわせて、副教材として学習指導書とレポート課題集が



提供されており、学習の成果物として提出されたレポート等に対して添削指導が行われ、所定のレポート課題等に合格し、かつ単位修得試験に合格することで単位認定が行われる。

面接授業（スクーリング）は、夏期・冬期を中心に一定期間に集中して開講されるものや、土曜・日曜といった週末を利用して開講されるものなど、働きながら学ぶ学生の利便性を考慮して様々なかたちのものが実施されている。面接授業での単位の計算方法についても「短期大学通信教育設置基準」第5条により「面接授業及びメディアを利用して行う授業については、短期大学設置基準第7条第2項各号の定めるところによる。」との規定に準拠して、通学の課程と同じ計算方法に則って運営されている。

### 【自己評価】

各学科の教育課程は、3つのポリシーに基づき、体系的に編成されていると判断している。また、FD（Faculty Development）活動の推進、授業アンケートの活用等により組織的に教授方法の工夫や開発を実施している。

キャップ制の導入やWEBシラバスにより単位制度の実質を適正に保っていると判断している。

### （3）2-2の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーとしての「心身ともに健全な社会人として社会に貢献しうる能力」を有した卒業生を育てることを目的として、「社会のニーズを取り入れた教育課程の体系的な編成」への改善を進めていく。

産業技術の発展を見据えながら、雇用等の社会情勢の変化、入学生の質や人数の変遷等に応じて、時代に見合った実学教育を実践していくためにカリキュラムの改定、教授方法の見直しを常に進めていく。

既存の学科・コースのカリキュラム改正にとどまらず、新たな芸術領域の開拓や複数の専門分野の融合による境界領域の開拓など、新たな学科やコースの開設に向けての検討も進めていく。

また、授業アンケートから学生の要望を汲み取り、それに対応した教授方法の工夫や開発についても継続して取り組んでいく。

現状として、短期大学部全体のカリキュラム・ポリシーは定められているが、学科別のカリキュラム・ポリシーを定めていないことから、学科毎のカリキュラム・ポリシーについて各委員会において検討し、原案作成を進めている。

単位制度の実質化を保つためにキャップ制を平成27（2015）年度から導入したが、導入後の教育効果について検証し、改善を進めていく。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### （1）2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

## (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明）

## 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

教員と職員の協働については、各種の委員会を教員のみで構成することなく、必ず事務局長及び担当部署の所属長等が構成員として参加できるように規定化している。教員と職員の協働により、教育の改善に向けた様々な取組について積極的な意見交換を行い、決定した事柄については、それぞれに役割分担を明確にしつつも協力しながら実行に移している。各種委員会の構成員として、事務職員に対しても人事課より理事長名にて委嘱状が発行されている。また、各種委員会には事前の資料準備や議事録作成、法人本部への報告書作成のために事務担当部署が規定化されており、委員会の開催に際しては委員としてではなく事務担当として担当部署の課長補佐クラスが参加することが常態化している。

各委員会規程の構成員に関する規程は表 2-3-1、事務職員の配置状況は表 2-3-2 のとおりである。

表 2-3-1 各種委員会の構成員に関する規程条文

注) 委員会名、規程名の「大阪芸術大学短期大学部」は省略。

| 委員会名      | 構成員に関する規程条文                                                                                       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資格審査委員会   | 第 3 条 委員会の委員は、学長、各学科の学科長、教養課程主任教授、総務部長、事務局長及び事務局次長をもって構成する。                                       |
| 入試委員会     | 第 2 条 委員会の委員は、学長、各学科の学科長、教養課程主任教授、事務局長及び事務局次長をもって構成する。                                            |
| 教務委員会     | 第 2 条 委員会の委員は、各学科及び教養課程から選出された教員各 1 名並びに、事務局長、事務局次長及び学務課長をもって構成する。                                |
| 学生委員会     | 第 2 条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。<br>(1) 学務部長、学務課長<br>(2) 各学科、教養課程から選出された教員各 1 名                         |
| 学術研究委員会   | 第 2 条 委員会の委員は、各学科及び教養課程から選出された教員各 1 名をもって構成される。                                                   |
| 人権教育推進委員会 | 第 2 条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。<br>(1) 各学科及び教養課程から選出された教員各 1 名並びに関係教員<br>(2) 事務局長、事務局次長、学務部長、学務課長、関係職員 |
| 就職委員会     | 第 2 条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。<br>(1) 各学科及び教養課程から選出された教員各 1 名<br>(2) 就職課長及び関係職員                       |
| 奨学生審査委員会  | 第 2 条 委員会の委員は、各学科長、教養課程主任教授、事務局長及び関係職員を以って構成し、学長が委嘱する。                                            |
| 大学評価委員会   | 第 2 条 委員会の委員は、教育職員及び事務職員の中から学長が委嘱する。                                                              |
| 通信教育部委員会  | 第 2 条 委員会は、次の者をもって構成する。<br>(1) 通信教育部長、同次長、同室長、同課長、事務局長<br>(2) 関係学科長、専任教育職員                        |

|                     |                                                                                                            |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自己点検実施委員会           | 第3条 委員会は次の委員をもって組織する。<br>(1) 学長<br>(2) 第8条に規定する個別自己点検実施委員会の委員長<br>(3) 名誉教授                                 |
| ファカルティ・ディベロップメント委員会 | 第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。<br>(1) 学長 (2) 通信教育部長 (3) 各学科の学科長、教養課程主任教授<br>(4) 事務局長 (5) 学務部長 (6) 学長が委嘱する委員 若干名 |
| 省エネルギー推進委員会         | 第2条 委員会の委員は、学長、通信教育部長、各学科の学科長、教養課程主任教授、事務局長、事務局次長、庶務部長、庶務部次長及び庶務課長をもって構成する。                                |

表 2-3-2 各種委員会の事務職員の配置状況

| 委員会名                | 事務職員の配置              |
|---------------------|----------------------|
| 資格審査委員会             | 事務局長、学務部次長、学務課長、総務部長 |
| 入試委員会               | 事務局長、入試部次長、入試課長      |
| 教務委員会               | 事務局長、学務部次長、学務課長      |
| 学生委員会               | 学務部次長、学務課長           |
| 学術研究委員会             | 学務課長補佐（大阪学舎・伊丹学舎各1名） |
| 人権教育推進委員会           | 事務局長、学務部次長、学務課長      |
| 就職委員会               | 就職部次長、就職課長           |
| 奨学生審査委員会            | 事務局長、学務部次長、学務課長      |
| 大学評価委員会             | 事務局長、学務部次長、学務課長      |
| 通信教育部委員会            | 通信教育部委員会規程           |
| 自己点検実施委員会           | 事務局長、総務部長            |
| ファカルティ・ディベロップメント委員会 | 専務理事、事務局長、総務部長       |
| 省エネルギー推進委員会         | 専務理事、事務局長、学務課長、総務部長  |

### ・オフィスアワー制度の実施

本学では、保育学科においてオフィスアワーを設定し実施している。また、あらかじめ設定したオフィスアワー以外にも学生からの相談には随時対応している。

他の学科においても、学科ごとの特色にあわせて、学生からの各種相談に関してオフィスアワーに相当する体制が整えられている。

具体例としては、各学科の教育課程の中に「プレ・ゼミナール」（デザイン美術学科は「研究指導」という科目を設け、クラス担任制のもと新大学生活への導入ゼミとして設定・開講している。授業は回ごとに設定された学習・生活・就職等に関するテーマをもとに行われ、ディスカッションやプレゼンテーション等を通じて、学科内の教育目標の共有や人的交流が図られるとともに、個別の相談体制が整えられている。

また、保育学科、デザイン美術学科、メディア・芸術学科には合同研究室が置かれ、常に学生に開放されている。非常勤副手は各学科合同研究室に常駐し、学生からの相談や教

員及び事務局からの照会等に対応するなど、それぞれの間をつなぐ存在として学習支援にあたっている。

#### ・教員の教育活動の支援体制としての TA の活用

本学は、建学の精神、教育理念において「専門教育による有用な知識や技術の習熟をめざす」ことを掲げており、2 年間の教育課程において専門的職能教育を実践するため、多くの実技・実習科目が開講されている。

教員の教育活動の支援と授業の充実の観点から、本学では、TA (Teaching Assistant) については、これら実技・実習科目を中心に配置することが適当であると考え、短期大学の 2 年制課程という限られた期間において、知識や技術面での専門性を担保した上で、在学生 (2 年生) を TA として採用・活用することは非常に困難なことである。

芸術学部や大学院が同じキャンパスもしくは隣接するキャンパスにあれば大学院生や学部生を TA として採用することも可能であるが、立地も伊丹市 (本学) と南河内郡河南町 (大阪芸術大学) と離れていることなどから、大学院生や学部生の TA 採用にも至ってはいない。

現状として、在学生の TA は配置していないが、研究室に非常勤副手が配置されている。

非常勤副手は、大阪芸術大学芸術学部卒業生や短期大学部から芸術学部へ編入した卒業生の中から採用され、伊丹学舎各学科の合同研究室へ配置されている。平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在 副手 20 名とインストラクター 1 名が採用され各学科の事務をはじめとして実習授業の補助業務等を中心として授業の円滑な運営に大いに寄与している。

#### ・退学、停学、留年等の実態の把握と改善の取り組み

本学では、中途退学等の予防の取り組みとして、学生の授業への出席状況の把握に努めている。欠席が 3 回以上続く学生がいた場合には、授業担当の教員や所属学科の合同研究室から学務課へ連絡が入り、連絡を受けた学務課は、当該学生の保護者へ状況報告の連絡を行うこととしている。その後、学生本人、保護者、担当教員、合同研究室、学務課員が連絡を取り合いながら問題の解決にあたり、中途退学の防止に取り組んでいる。

また、精神面に不安のある学生には、カウンセラーを配置した学生相談室や、学務課、研究室が連携を取りながら指導・相談にあたっている。

出席状況把握のための調査を 5 月と 10 月に実施し、欠席の多い学生に対しては、保護者への連絡や研究室・学務課員との面談を行い、長期欠席となる前段階での予防処置を行っている。また、入学早々の 4 月初旬にフレッシュマンキャンプ (1 泊 2 日) を全学的に実施し、友達作りをはじめとして、履修登録の方法や学生生活の注意点などについてのガイダンスを行っている。フレッシュマンキャンプには 1 年次生のみならず 2 年次生も参加しており、新入生同士の交流だけでなく 2 年次生との人間関係作りにもつながっている。

なお、フレッシュマンキャンプは、教員、事務職員も参加する行事として定着している。

学生相談室においてチャットデーを年数回開催し、一人になりがちな学生に対して友達作りを支援している。チャットデーでは、「たこ焼きパーティ」「ホットケーキパーティ」「ミルクせんべい&ベビーカステラ」「ハロウィーンデコレーションパーティ」「クリスマスデコレーションパーティ」など多彩な催しを行っている。

学校に来てはいるが、成績が思わしくない学生には合同研究室を通じて学務課へ呼び出

した上で履修相談・学習相談を行い、場合によっては学科長も交えて学生個々の事情に応じた支援を実施している。

・学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などを汲み上げる仕組みとして、学生からの授業アンケートを実施し、その内容を把握・検証するとともに、集計結果については、毎年広報紙である「大阪芸術大学グループ通信」に掲載して公表している。

学生からの要望に応えた事例として、自由に使えるパソコンをオープンスペースに設置して欲しいという要望を踏まえ、伊丹学舎では本部棟2階の学生ラウンジに3台、芸術ホール1階入口に3台、メディア・芸術棟1階入口ホールに2台の計8台を設置し、学生の学習環境整備に努めた。

また、教室内の空調に関して、「エアコンをもっと強くして欲しい」という要望と逆に「教室が寒すぎて集中できない」との相反する意見もあり、省エネルギー対策とその日の天候を視野に入れつつ適切な室温を保つように努めている。

【自己評価】

教員と職員の協働による学修支援、学生生活支援や就職・進学支援の組織が整えられ、適切に運営されている。合同研究室と学務課の連携により中途退学の防止に向けた取り組みが行われている。所謂オフィスアワー制度とは異なる形態ではあるが、学生からの各種相談に教員が応えるための体制が整えられている。TAの採用・配置はないが、非常勤副手がTAの役割を担い授業補助から学生へのアドバイスや技術指導に当たり適切に機能している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

教員の教育活動の支援体制としてTA（Teaching Assistant）の活用について、本学は、1年次生と2年次生のみで構成される短期大学であり、専門性の高い実技・実習科目を中心に展開する教育課程において、2年次生が1年次生の授業でTAを務めることは、技術的な面で困難であることからTA制度は馴染まない。従って、短期大学教育（以上）を修了し、一定の専門知識・技術を習得している非常勤副手が教員の教育活動を支援・補助できる環境の整備に努める。また、芸術学部卒業生や大学院修了生（ポスドク）の活用も視野に入れて今後も検討を進めていく。

退学者等の実態の把握と改善の取り組みについては、学生の出席状況調査を継続して行うとともに、フレッシュマンキャンプの実施内容や研究室と学務課の連携強化、学生相談室の各種取り組みへの支援等の充実を図っていく。

学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みについては、授業アンケートの実施により学生からの意見を汲み上げる仕組みは設けられているが、今後は、アンケートとして取り上げる学修及び授業支援に関する項目について検証・整理するとともに、学生からの意見について、①すぐに改善できる事項、②1年～4年程度の時間を要する事項、③5年以上長期的に検討する必要がある事項、等に整理した上で中長期的な計画に基づいて取り組む仕組みを構築する。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4 の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

##### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明）

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

##### ・単位認定の基準の明確化とその厳正な適用

本学では、1 授業時間を 45 分とし、2 授業時間の 90 分（1 コマ）授業を基礎単位として 1 日に 5 時限の時間割を作成し運用している。

1 学期（1 セメスター）は 15 週の期間にわたって授業を開講することを原則とし、学期末試験は 15 週の授業期間以外に設定し、補講期間も前期は 2 週間、後期は 4 日間を設けている。また、祝日等によって生じる曜日による授業時間の増減については、他の曜日に月曜日等の授業を開講（曜日振替）することにより全ての曜日の授業科目で 15 回の授業日数を確保している。

単位の計算基準は、本学学則第 8 条に「講義及び演習については 15 時間から 30 時間まで、実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。」ことが定められている。本学学則第 8 条は表 2-3-1 のとおりである。

表 2-3-1 学則第 8 条

|       |                                                                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 8 条 | 単位の計算基準は次の通りとする。                                                                                            |
| 1.    | 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。                                                        |
| 2.    | 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。                                                     |
| 2     | 前項の規定にかかわらず別に定める授業科目については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。                                                      |
| 3     | 前 2 項の規定にかかわらず卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 |

授業科目ごとの単位認定については、成績評価の報告に基づき決定している。授業科目ごとの評価は、試験及びレポート課題や作品制作課題、研究課題等の評価と出席、授業態度を総合して評価している。評価方法は、A（100 点-80 点）、B（79 点-70 点）、C（69 点-60 点）、D（59 点以下）の 4 段階で表し、C 評価以上に単位を認定している。

成績評価の方法としては、WEB シラバスに「テーマと目的」「授業概要」「授業計画（各回予定）」とともに「成績評価方法・基準」として明記しホームページ上の WEB シラバスに掲載することで学生へ周知している。

## 【通信教育部】

通信教育課程においては、授業の方法を「通信授業」と「面接授業」に区分して開講している。通信授業は、所定のテキストや学習指導書等の印刷教材による自宅学習として設定しており、学習の成果についてレポートや作品等の課題提出により評価するとともに、単位修得にあたっては「単位修得試験」に合格することを要件としている。

また、面接授業はスクーリングとして、夏期、冬期を中心に一定期間に集中して開講されるものや、土曜・日曜といった週末を利用して開講されるものなど、働きながら学ぶ学生の利便性を考慮して様々なかたちのものを実施している。放送授業に関しては開設していない。

通信授業、面接授業ともに単位の計算方法については、短期大学通信教育設置基準の規定を法的根拠として、通信教育部規程により表 2-4-2 のとおり定め適切に運営している。

表 2-4-2 短期大学通信教育設置基準と通信教育部規程

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>短期大学通信教育設置基準<br/>(単位の計算方法)</p> <p>第 5 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 印刷教材等による授業については、45 時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって 1 単位とする。</li> <li>2 放送授業については、15 時間の放送授業をもって 1 単位とする。</li> <li>3 面接授業及びメディアを利用して行う授業については、短期大学設置基準第 7 条第 2 項各号の定めるところによる。</li> </ol> <p>2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、短期大学設置基準第 7 条第 3 項の定めるところによる。</p> | <p>通信教育部規程</p> <p>第 9 条 単位の計算基準は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 印刷教材等による授業については、45 時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって 1 単位とする。</li> <li>2. 面接授業及びメディアを利用して行う授業については、講義及び演習の場合は、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の学修をもって 1 単位とし、実験、実習及び実技の場合は、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。</li> </ol> <p>2 前項の規定にかかわらず卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ・進級認定の基準の明確化とその厳正な適用

本学では、1 年次から 2 年次への進級要件は設定していないが、基礎科目から応用科目へと履修順位を設けた科目を設定し、教育課程が順序だてて体系的に修得されるよう務めている。

### ・卒業認定等の基準の明確化とその厳正な適用

本学では、ディプロマ・ポリシーを表 2-4-3 のとおり明確に定め適切に運用している。

ディプロマ・ポリシーは、短期大学部入学時に配布する「学生便覧」のトップページに建学の精神や教育目的、教育理念、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともに掲載し学生への周知を図っている。また、本学公式ホームページにおいても公表しており、学外へも広く周知している。

**表 2-4-3 ディプロマ・ポリシー（大阪芸術大学短期大学部 学位授与方針）**

建学の精神を体現し、教育者、クリエイター、そして心身ともに健全な社会人として社会に貢献しうる能力を学修していることを求める。成績評価は卒業所要単位数の修得により、学位を授与する。

注)「学科別ディプロマ・ポリシー」は現在、教務委員会において検討を進めている。

卒業判定は、個々の科目の成績が認定された後、教務委員会、教授会の議を経て、学長が決定する。

本学では、学則第 9 条において卒業要件及び履修方法は表 2-4-4、通信教育部の卒業要件及び履修方法は表 2-4-5 のとおり定め適切に運用している。

**表 2-4-4 学則第 9 条（卒業要件）・履修方法**

第 9 条 本大学を卒業するためには、英米文化学科、保育学科、デザイン美術学科、メディア・芸術学科、ビジネス学科においては 2 年以上、別表に定める履修方法に従い合計 62 単位以上を修得しなければならない。

### 履修方法（通学）

| 学科        | 総合教育科目  | 専門教育科目計  |        | 総計     |
|-----------|---------|----------|--------|--------|
| 英米文化学科    | 計12単位以上 | 必修12単位   | 50単位以上 | 62単位以上 |
|           |         | 選択38単位以上 |        |        |
| 保育学科      | 計10単位以上 | 必修29単位   | 52単位以上 | 62単位以上 |
|           |         | 選択23単位以上 |        |        |
| デザイン美術学科  | 計12単位以上 | 必修24単位   | 50単位以上 | 62単位以上 |
|           |         | 選択26単位以上 |        |        |
| メディア・芸術学科 | 計12単位以上 | 必修9単位    | 50単位以上 | 62単位以上 |
|           |         | 選択41単位以上 |        |        |

**表 2-4-5 通信教育部規程第 10 条（卒業要件）・履修方法**

### 通信教育部正科生の履修方法

第 10 条 保育学科正科生の履修方法は次のとおりとし、総合計 62 単位以上を修得しなければならない。

1. 総合教育科目のうち 10 単位以上
2. 専門教育科目（教職に関する科目を含む。）は 52 単位以上



|        |                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------|
| 第10条の4 | デザイン美術学科及び広報学科の正科生の履修方法は次のとおりとし、総合計62単位以上を修得しなければならない。 |
| 1.     | 総合教育科目のうち18単位以上                                        |
| 2.     | 専門教育科目は44単位以上                                          |

#### 履修方法（通信教育部）

| 学科                               | 総合教育科目  | 専門教育科目計  |        | 総計     |
|----------------------------------|---------|----------|--------|--------|
| 保育学科幼稚園コース<br>(幼稚園教諭2種免許取得)      | 計10単位以上 | 必修29単位   | 52単位以上 | 62単位以上 |
|                                  |         | 選択23単位以上 |        |        |
| 保育学科保育コース<br>(幼稚園教諭2種免許、保育士資格取得) | 計10単位以上 | 必修29単位   | 52単位以上 | 62単位以上 |
|                                  |         | 選択23単位以上 |        |        |
| デザイン美術学科                         | 計18単位以上 | 必修32単位   | 44単位以上 | 62単位以上 |
|                                  |         | 選択12単位以上 |        |        |

本学が授与できる学位及び付記する名称、授与要件等は表2-4-6の学位規程の定めのとおりである。

表2-4-6 学位規程

#### 大阪芸術大学短期大学部学位規程

(学位に付記する専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位及び付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (1) 英米文化学科    | 短期大学士（英米文化）    |
| (2) 保育学科      | 短期大学士（保育）      |
| (3) ビジネス学科    | 短期大学士（ビジネス）    |
| (4) メディア・芸術学科 | 短期大学士（メディア・芸術） |
| (5) デザイン美術学科  | 短期大学士（デザイン美術）  |

(学位の授与要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会が卒業を認定したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

第5条 学長は、前条の報告に基づいて学位を授与すべき者には、所定の卒業証書・学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

#### 【自己評価】

単位認定及び卒業認定については、本学学則や試験に関する規程において明確に定められている。卒業判定は諸規程に従って審議され、教授会の議を経て学長が決定する仕組みを厳正に適用している。また、科目による極端な成績評価の偏りがなく、についても常に精査しており、適切に運営されていると判断している。

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

短期大学設置基準第 13 条の 2 を踏まえて本学の履修規程を改正し、平成 27（2015）年 4 月よりキャップ制を導入し、年間履修登録単位数を 48 単位に制限することとした。今後はキャップ制によって生じた時間が、アルバイトなどの学習以外の活動に向けられていないかを継続的に検証していく。また、キャップ制の導入に際して GPA 制度の導入は見送られたが、WEB シラバスや GPA などの制度をうまく組み合わせて、学生個々の授業時間外での予習復習などの学習活動を定着・充実させる仕組み作りの構築を目指すと同時に、キャップ制の導入が学生の多様な学習機会を奪っていないかの検証を進めていく。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 《2-5 の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明）

学生の進路指導に関する必要な事項を審議し、その推進を図るための組織として、「就職委員会」を設置している。就職委員会の構成員は、各学科及び教養課程より選出された教員 6 名、就職課員 2 名で構成されており、学生に対する就職指導・助言、進学に関しても大学推薦による編入学など、就職・進学など進路に関して必要な事項の検討・協議を行っている。

#### 1) 教育課程（正課内）でのキャリア教育

##### （総合教育科目）

正課内キャリア教育として全学科共通の科目区分「総合教育科目」内に講義科目の「職業指導」（1 年次選択科目）を開講している。ビジネス社会での常識、正しい敬語の使い方や電話の対応方法などの基礎知識を教授するとともに就職状況についても概説している。加えて希望者には模擬面接を実施している。

また、情報化社会の現代において、仕事の効率化を考えた場合 PC（パーソナルコンピュータ）は欠かせないツール（道具）であり、中でも情報を加工・管理するデータベースの概念は事務処理を効率的に進める上において非常に有益な知識となっている。「基礎情報学」では、マイクロソフト・オフィスの『Access（アクセス）』を学ぶことを通して、データベースの概念、データベースソフトの基本操作を習得し、将来の仕事の効率化に繋げる事を目的とする。

その他、学科ごとの専門科目区分「専門教育科目」において、それぞれ次の科目を開講している。

**(専門教育科目)**

**1-1) 英米文化学科**

「ビジネス実務総論」では、ビジネス実務の仕組みを明らかにし、ビジネス実務レベルの向上を図っている。「会計学の基礎」は、会計実務の根拠となっている会計理論を体系的に理解するとともにビジネス社会における会計の役割を明らかにする。

「簿記Ⅰ」「簿記Ⅱ」は、商業における簿記記入の技術を身につける科目として用意されている。

**1-2) 保育学科**

幼稚園教諭、保育士を目指す保育学科では、幼稚園や保育所、児童福祉施設における教育実習（必修4単位）、保育実習（必修4単位）に向けて、1年次で基礎理論をはじめ工作・音楽など演習を重ねて指導力を身につける。修得した理論や指導力をふまえて保育の基本的な心構えを、図画工作、音楽などの実技・実習を通じて表現力や実践力を修得できる教育課程となっている。

2年次では、1年目の経験・知識を活かし、さらに実践力を向上させるために、2年間で計5回50日間の現場実習を体験する。この実習体験を通じて自分に必要な課題を発見することができるように指導しており、これらの学びがインターンシップの役割を果たして学生の保育者としての職業意識を大いに高めている。

**1-3) メディア・芸術学科**

「話し方演習」（選択科目）では、相手に伝わる話し方、敬語の使い方を学び、プレゼンテーションにおけるトーク術の向上を目的としている。

「マーケティング」（選択科目）では、物販の領域に属する消費支出額と需要額の分析と考察を行う。市場規模・市場占拠率概念を捉えてメーカーが行う製品開発および流通業に属する小売業が行う商品構成等を題材として取り上げ、消費需要を考察する。

**1-4) デザイン美術学科**

「コンピュータ基礎」において、デジタル画像を正しく理解し、各アプリケーションの理解と操作手順をマスターすることで、デザイナーとしての基礎的なスキルを修得する。

**2) 教育課程外（正課外）でのキャリア教育支援**

正課外でのキャリア支援に関する講座としては、1年次の後期から各学科の特性にあわせた資格取得へ向けた対策講座、スキルアップにつながる各種の講座やポートフォリオ作成講座などを次のとおり開催し、学生のキャリア教育支援に取り組んでいる。

**各種対策講座・スキルアップ講座**

**2-1) 色彩検定対策講座**

色彩検定対策講座（春期）

日程：5月13日（火）～6月17日（火）の毎週火曜日 計6日間

時間：17：50～19：20

場所：本部棟 C-326（会議室）

講師：近藤雅義

色彩検定対策講座（秋期）

日程：10月7日（火）～11月4日（火）の毎週火曜日＋11月8日（土） 計6日間

時間：17：50～19：20（火）、10：40～12：10（土）

場所：本部棟 C-326（会議室）

講師：近藤雅義

2-2) 秘書検定対策講座

日程：10月1日（水）～11月5日（水）の毎週水曜日 計5日間

時間：10：40～12：10

場所：本部棟 C-403 講義室

講師：西郷清美

2-3) インテリア設計士資格検定対策講座

日程：5月17日（土）～7月5日（土）の毎週土曜日 計7日間

時間：9：00～12：10

場所：デザイン美術棟 D-203

講師：鈴木儀雄

2-4) イラストレーター・フォトショップスキルアップ講座・ポートフォリオ作成講座

日程：8月1日（金）、4日（月）、5日（火）、6日（水）の計4日間

時間：10：00～17：00

場所：デザイン美術棟 D-205

講師：松井桂三・平沢 卓

2-5) ポートフォリオ作成講座（全学科対象）

日程：9月16日（火）～19日（金）の計4日間

時間：13：00～17：00

場所：デザイン美術棟 D-201

2-6) 就職対策講座（就職活動の流れ、会社選び、及び面接試験のポイント）

デザイン美術学科1年次生対象

日程：11月12日（水）

時間：10：40～12：10

場所：本部棟 C-402

講師：岡本佳孝（教育研究開発機構）

メディア・芸術学科1年次生対象

日程：11月26日（水）

時間：16：10～17：10

場所：本部棟 C-402

講師：岡本佳孝（教育研究開発機構）

### 3) インターンシップの紹介などの支援

現状としては、大阪芸術大学就職部と連携をとりつつインターンシップの募集を行っているが参加希望者が少なく参加実績も限られている。

### 4) 就職ガイダンス、学生への個人面談、就職・進学指導・助言体制を整備

就職課では、学生一人ひとりの能力・希望を尊重し入学時から就職相談を行っている。就職希望の全学生に対して個人面接を1人あたり5～6回行い、進路指導の支援にあたっている。1年次の後期（入学直後）から進路ガイダンスや各学科の特性にあわせたセミナー、講座を開催している。

また、4年制大学への編入学指導も行っている。

### 【自己評価】

学生のキャリア形成の指導を考えるうえで、多くの学生が就職を希望する現状を踏まえて、本格的な就職活動が開始される前に個々の学生にキャリア教育が浸透するよう入学時の早い段階からキャリア教育を開始し、学生の社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整っていると判断している。

教育課程（正課外）でのキャリア教育については、採用選考において付加価値を与える資格取得支援講座においても適切な講座を開講し、支援体制が充実していると判断している。

大阪学舎並びに伊丹学舎の就職課には、それぞれ常時3名の専任職員を配置し、学生の個人面談、就職・進学指導・助言体制を整備している。

### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育課程（正課内）でのキャリア教育について

身体・精神面で支援を要する学生の支援、あるいはキャリア支援を意識した学習支援など複数の部署にわたる対応が必要なため、より連携を深めていく。

- ・教育課程（正課外）でのキャリア教育について

多様化する就職活動に対応するために、常に就職支援プログラムを見直し、改善を図り実行していく。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

### (1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

## (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明）

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学では、学位授与方針であるディプロマ・ポリシーに「建学の精神を体現し、教育者、クリエイター、そして心身ともに健全な社会人として社会に貢献しうる能力を学修していることを求める。」と定め、このディプロマ・ポリシーに則り各学科の教育目標が定められている。各学科の教育目標に則り、教授会において卒業認定を厳正に行うことで教育目的の達成状況を確認している。

また、教育課程編成方針であるカリキュラム・ポリシーについても「広く知識を求めて学術の研究に励み、専門技術の習熟に努め、もって心身ともに健全な文化人を育成することを理念とし①「総合教育科目」、②「専門教育科目」により構成している。」と定め、カリキュラム・ポリシーに基づいて開講される授業科目ごとに「授業アンケート」を実施している。その授業アンケートの中で「学習意欲及び満足度」の項目を設け、「13. この授業のシラバスに示された目的や目標を十分に達成することができましたか」と「14. この授業を受けてさらに学びたいという意欲がわきましたか」という設問の回答状況から教育目的の達成状況について、教務委員会と学務課において点検・評価を行っている。

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学では「授業アンケート」の評価結果について、教務委員会と学務課が中心となって集計・分析を行い、各授業担当教員に対して評価結果を通知し、「授業アンケート」の評価結果が授業内容・方法及び学修指導等の改善に向けて適切にフィードバックされるよう取り組んでいる。

「授業アンケート」の実施方法は、必須科目を中心とし、学生本人が特定できるような受講者数僅少科目は除いたクラスを対象として実施している。その集計結果は広報紙「大阪芸術大学グループ通信」に掲載し、毎年全学向けに公表するとともに保護者宛に郵送している。

平成 26（2014）年度の授業アンケート回答率は約 90％である。「授業アンケート」の集計結果によれば「この授業に関しての事前あるいは事後の自主的な学習・練習を十分に行いましたか」との設問に対し 76％の学生が「そう思う（大変満足している。）」又は「ある程度そう思う（満足している。）」と回答している。また、「授業の内容は分かりやすかったですか」の設問に対しては、86％の学生が「そう思う（大変満足している。）」又は「ある程度そう思う（満足している。）」と回答している。

授業アンケートの最後には「16. この授業で良かった点について書いてください。」「17. この授業で改良して欲しい点について書いてください。」「所属学科全般について感じたことがあれば書いてください。」の 3 つの自由記述式の設問が用意され学生の自由な意見が寄せられている。このアンケートの結果は、教務委員会に報告され、教授方法の改善に役立てるとともに、教育目標の達成度を図る方法の一つとなっている。学生からの授業に対する意見については、次年度の学修支援に反映している。

教育目的のより厳密な達成状況を点検するために卒業時のアンケートとして、「卒業時満足度調査」を実施し、改善・向上方策のための資料として活用している。

### 【自己評価】

教育目的の達成状況を確認するために授業アンケートを実施し、記載内容を分析のうえ、各授業担当者に返却する体制を整えていることから教育目的の達成状況を点検・評価できる体制が整っていると判断している。

また、授業アンケートの記載内容を担当教員へフィードバックすることにより学科内で教育方法や学習指導等の改善へ向けての話し合いが行われていることから評価結果のフィードバックが適正に行われていると判断している。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

授業アンケートの調査方法や質問事項の改善による多角的な調査を目指すこと及びデータの共有・公表等を含めた教育活動への反映が有効に機能する仕組みを構築することを目指す。また、卒業時のアンケートとして、「卒業時満足度調査」を実施しているが、施設面の質問項目が多く、教学面での質問事項をバランス良く設定するように検討を進める。

英米文化学科の中学校教諭 2 種免許状「英語」、デザイン美術学科の中学校教諭 2 種免許状「美術」の教職課程を有しているが、履修者の状況や教職への受験者・採用者の動向を踏まえた教職課程存続の可否について教務委員会において検討を進めた結果、平成 28（2016）年度の入学生より中学校教諭 2 種免許状「英語」「美術」を廃止することになった。「英語」「美術」の教職課程の廃止に伴い、平成 28（2016）年度募集要項では教職課程廃止を盛り込んだうえで作成していくこととなった。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7 の視点》

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

### (1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

### (2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明）

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

##### 【支援のための組織】

学生支援、厚生補導の組織として「学生委員会」「人権教育推進委員会」「奨学生審査委員会」を設置し、学務課が事務担当にあたっている。

学生委員会は、学生支援の向上及び厚生補導の組織として設置している。委員会の活動内容は、学生の厚生補導・福祉に関する事項について企画・協議を行い、その執行にあたるとともに重要事項については教授会に報告・提案を行っている。

人権教育推進委員会は、本学の人権教育を推進するための組織として設けている。活動の中心は外部講師による講演会が中心で、毎年テーマを設定し、夏頃に実施している。

「学生委員会」「人権教育推進委員会」の組織は、学長に指名された教員が委員長として

選出され、各学科からの4名と教養課程から1名の計6名と事務職員で構成されている。

「奨学生審査委員会」は、本学の独自奨学金を選考する組織として設置している。委員会の組織は、学長が委員長となり、各学科長の4名と教養課程主任教授1名の計5名の教員と事務職員で構成されている。但し、新入生については、入学試験直後の合格判定と同時に奨学生も選考するため入試委員会が選考を行っている。

### 【学生に対する経済的な支援】〈本学独自〉

#### （奨学金制度）

成績優秀な学生を支援するために「本学独自の奨学金制度」を設けている。平成26(2014)年度は、新入生対象給付奨学金においては、新入生363人に対し70人に支給した。支給総額は3,403万円で、新入生に対する支給者の比率は19.3%となっている。

また、在学生対象給付奨学金においては、在学生367人に対して83人に支給。支給総額は3,162万円で、在学生に対する支給者の比率は22.7%となっている。

その他、通信教育部学生に対する支給奨学金として、1人に年間10万円の支援を実施している。

#### （罹災・家計急変）

自然災害等で罹災した学生に対しては、被害の程度により5万円から60万円までの「地震・災害に伴う緊急奨学金」制度を設けている。

家計支持者が死亡した時には独自の「家計支持者死亡に伴う臨時採用奨学金」（30万円支給）制度により対応している。また、家計において不測の事態が生じ授業料等学納金納付が困難になった学生に対しては、金融機関と提携した「教育ローン制度」も設けている。

平成26(2014)年度に関しては、「地震・災害に伴う緊急奨学金」「家計支持者死亡に伴う臨時採用奨学金」とも幸いなことに対象となる学生がいなかったため実施していない。

#### （延納・分納）

経済的な理由で、指定する期日までに授業料等学納金納付が困難と認めた場合は、当該年度を超えない範囲で納付を延納・分納することができる制度を設けている。

#### （学費等の軽減）

卒業見込者が留年した際の学費の軽減処置として、履修登録単位1単位につき30,000円の学費納入として、留年生の学費負担を軽減している。また、本学卒業生が大阪芸術大学の芸術学部へ編入学した際の入学金を免除し、進学支援を行っている。

### 【学生に対する経済的な支援】〈学外〉

日本学生支援機構奨学金をはじめ、校友会奨学金、地方公共団体、民間育英団体からの奨学金があり、平成26(2014)年度の学外奨学金の実績としては、日本学生支援機構奨学金の貸与者は第一種奨学金が115人、第二種奨学金が288人となっている。その他、塚本学院校友会奨学金（給付）が1人、香雪美術館奨学金（給付）が1人という結果となっている。

### 【学生に対する健康相談、心的支援、生活相談】

原則として健康相談は医務室、心的支援は学生相談室、生活相談は学務課が行っている。



伊丹学舎の医務室には、看護師 1 名（専任）とカウンセラー（臨床心理士）1 名（非常勤）を配置し、大阪学舎の学生相談室には、カウンセラー（臨床心理士）1 名（専任）を配置している。

#### （医務室）

専任看護師 1 名を配置し、応急処置、健康相談等健康管理に関する支援を行っている。

健康診断を年 1 回実施し、未受診者の対応、再検査の実施、精密検査の指導や、結果に基づいた保健指導により、疾病の早期発見や生活改善に取り組んでいる。また、健康診断証明書を発行している。

疾病に関する情報として、「インフルエンザの予防」「禁煙を勧める理由」「熱中症について」や、日常生活に役立つ情報として「一人暮らしを始める際の健康管理」「食中毒について」等のパンフレットや掲示を作成し、健康に関しての啓発にも力を入れている。

禁煙週間（世界禁煙デー：5 月 31 日からの一週間）には、「ハート肺！お元気？」をテーマに、自身の体質を知ることが目的として「アルコール体質試験」「呼気一酸化炭素測定」、喫煙者には「タバコ依存度テスト」を実施している。

また、医務室は、慢性疾患や難病、障害者手帳を持っている学生の休養の場としての役割を果たしている。定期的な面談を行うことによって、疾患障がいをもつ学生の環境が、よりアクセスしやすいキャンパスライフになるよう各関連部署へのフィードバックに務めている。平成 26 (2014) 年度は療育手帳を持つ学生の入学により、入学前の面談に参加し、入学後は学科・学務課との連携、保護者との連絡をとりながら、心身のケアと生活全般のサポートを担った。

#### （学生相談室）

専任カウンセラー 1 名を配置し、常時学生相談に対応できる体制を整えている。

学生相談室で、年数回チャットデーを実施し、学年、学科を越えて気軽に学生同志がコミュニケーションを図れる場所と機会を提供している。

また、障がいのある学生の支援として、カウンセラーは教職員へのコンサルテーションや学生本人・保護者との面談を行い、学生にとってより学びやすい環境づくりに取り組んでいる。

たとえば、入学前（オープンキャンパス等）に障がいの申告があった場合は、学科長・学科教員とともに相談に応じ、入学後の学習方法や学内での過ごし方について、関係部署とも連携し、可能で必要な支援について話し合っている。必ず校医にも報告・相談し、学生生活を送る上での注意点等助言をもらい対応している。

表 2-7-1 学生相談室・チャットデーの開催（平成 26 (2014) 年度実績）

| 開催日時                    | 内容                     |
|-------------------------|------------------------|
| 10 月 29 日（水）12：00～17：00 | たこ焼きパーティ、ハロウィーンデコレーション |
| 1 月 29 日（木）12：00～16：30  | たこ焼きパーティ               |

#### 【課外活動への支援】

（各種団体への援助）

学生の課外活動支援については、「ソフトテニス部」に約 75 万円（平成 27 年 2 月清算）と「女子柔道部」に約 60 万円（平成 27 年 2 月清算）活動資金援助をおこなっている。

・リーダースキャンプ

毎年、8 月下旬に学園祭実行委員を担う学生を中心に、責任感と自覚を促す目的でリーダースキャンプを 1 泊 2 日の日程で開催している。

・学園祭実行委員会への支援

半年以上の歳月をかけて学園祭の企画運営を行う学園祭実行委員会に対し、大阪学舎、伊丹学舎それぞれ 25 万円の計 50 万円の運営費支援を実施している。

表 2-7-2 学生組織の一覧（平成 26 年（2014）年度実績）

| 組織名       | 内容等                            |
|-----------|--------------------------------|
| 学友会       | 4 月新入生歓迎祭、5 月球技大会、8 月リーダースキャンプ |
| 学園祭実行委員会  | 学園祭を企画運営する学生組織。                |
| 大阪学舎 認可団体 | 体育系 2 団体、文化系 6 団体の計 8 団体が活動    |
| 伊丹学舎 認可団体 | 体育系 4 団体、文化系 9 団体の計 13 団体が活動   |

【社会人、編入、転入学生等への支援状況】

平成 26（2014）年度入試での社会人入学試験での受験生は 0 名、留学生入学試験は 2 名と受入学生数が少ないため特に制度的な支援は実施していない。しかし、在留資格の留学への切り替え、下宿先の斡旋など学務課にて生活面の支援を行っている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

○学生生活全般についての満足度

卒業時のアンケートとして、「卒業時満足度調査」を実施し、改善・向上方策のための資料として活用している。

○学生の意見を汲み上げるしくみ

リーダースキャンプにおいても学生との意見交換の場を設け、早急に改善すべき案件には大学側の担当部署が速やかに対応し、改善に時間のかかる案件にはその理由を説明し、各委員会において長期的な改善に取り組むこととしている。

【自己評価】

学生生活の安定のための経済的支援、健康相談・心的支援、生活相談や課外活動への支援など学生生活を支える支援制度や支援体制が整備され、有効に機能していると判断する。

学生の意見・要望を把握し、その結果を分析・検討する組織として学生委員会や奨学生審査委員会が適切に機能していると判断している。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

経済的支援としての奨学金制度に関しては、採用にあたっての成績や家計基準などの評価方法や支給方法について、受験生や在校生の意見や今後の経済情勢等を踏まえながら、より経済支援効果のある奨学金となるよう常に検討を続けていきたい。

課外活動への経済的支援については、平成 26 (2014) 年度実績として年間約 185 万円の予算により学生への支援を実施しており、充実したものとなっていると自負している。

課外活動に関する支援については、各学生団体からの要望を踏まえて文化系クラブの発表の場の充実を図りたい。

また、学生からの意見を汲み上げるシステムとして、学友会との懇談、リーダースキャンプでの学生代表との意見交換は行っているが、広く学生団体と話し合い、意見箱など直接的な意見を汲み取れる仕組みも今後検討していきたい。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 《2-8 の視点》

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

#### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

#### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### (1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

### (2) 2-8 の自己判定の理由 (事実の説明)

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の建学の精神である「専門的技術の習熟に努め、もって心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。」ことを具現化するため、カリキュラム・ポリシーにおいて「専攻する分野についての深い理解を養成し、社会が求める有為な人材を育成することを目指す。」と定め「演習・実習」科目を中心に教育課程を構築しているため、教員組織の構成も多様な人材を確保配置している。専門性の高い教員に加え、芸術や実社会での実務経験の豊富な教員、現在最先端で活躍している人材を配置している。

本学は短期大学設置基準に定める必要教員数を満たしている。学科ごとの内訳として、英米文化学科は設置基準上の必要専任教員数が 5 人であるところ専任教員 8 人（うち教授 5 人）を配置。専任教員 1 人あたりに占める在籍学生数は 4.3 人となっている。保育学科では設置基準上の必要専任教員数 8 人のところ専任教員は 12 人（うち教授 5 人）。専任教員 1 人あたりの在籍学生数は 12.8 人である。メディア・芸術学科の設置基準上の必要専任教員数は 9 人であるのに対し専任教員は 11 人（うち教授 8 人）。専任教員 1 人あたりの在籍学生数は 29.9 人となっている。デザイン美術学科では設置基準上の必要専任教員数が 9 人のところ専任教員 11 人（うち教授 7 人）を配置。専任教員 1 人あたりの在籍学生数は 18.9 人。教養課程の専任教員数は 4 人（うち教授 3 人）である。

短期大学部の 4 学科と教養課程の合計では、設置基準上の必要専任教員数が 31 人であるところ専任教員は 46 人（うち教授 28 人）であり、専任教員 1 人あたりに占める在籍学生数の平均は 15.7 人となっている。いずれの学科においても短期大学設置基準により定められている必要専任教員数を十分に満たしている。

また、教職課程を置く保育学科については教職課程認定基準を充たしている。専任教員1人当たりの在籍学生数は12.5人となっている。

専任教員の職位別・男女別構成はエビデンス集（データ編）表 F-6「全学の教員組織」に示す。短期大学通学課程全体では、教授28人、准教授14人、講師4人の計46名であり、教授の比率は全専任教員の60.9%となっている。

## **2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み**

教員の採用は「学校法人塚本学院専任職員の任免に関する規程」及び「大阪芸術大学短期大学部教育職員就業規則」に基づき行っており、就業規則第3条には、本学の求める教員像が「個人の尊重を重んじ、真・善・美を探究する人間の育成を期するとともに、普遍的にして個性のゆたかな文化の創造をめざす教育の実践者」と定め、運用している。

採用にあたっては、各学科からの希望、推薦を元に、事務局長、教務担当部署並びに人事課が計画を策定・立案し、常務会及び大阪芸術大学短期大学部資格審査委員会で「大阪芸術大学短期大学部教育職員資格審査基準」により審議され、さらに理事長、学長の面接を経て、理事会で最終決定を行っている。

第一線で活躍し、継続的な出校が困難な者を採用する場合には、近年は専任教員ではあるが、更新制の年間契約により嘱託等として採用するケースや、専任教員ではないが、1年契約の「客員教授」に委嘱するケースなど、様々な雇用形態を採用することで、教育の活性化に寄与している。

なお、本学では公募による教員募集は行っていないが、これは本学の扱う領域の大半が公募の難しい限られた専門領域のため、前任者や近接領域を専門とする教員を通じて採用するケースが多い。また、著名な人物を採用しようとする場合も同様である。

昇任は採用と同様、「学校法人塚本学院専任職員の任免に関する規程」に基づき行っている。昇任案は採用の場合と同様に立案され、常務会及び資格審査委員会で「大阪芸術大学短期大学部教育職員資格審査基準」により審議、検討し、さらに理事長、学長の面接を経て、理事会で最終決定を行っている。審議にあたっては教育業績、研究業績、社会貢献、管理運営面での貢献などを総合的に判断している。

また、学科の新設・再編時の配置人数の調整や、適材適所の配置、人事の活性化等を目的として、学科間の異動あるいはグループ内で各校間の異動を実施している。

### **【研究活動の助成補助】**

本学では教育理念である芸術教育及び実践を通し、既成の価値観を乗り越える創造性を奨励するため、教員の教育研究活動を助長すべく研究助成制度を設けている。

専任教員に対しては年間で約18万円の研究手当てを支給しており、その用途は限定していない。また、教員からの応募制による助成制度が設けられている。申請された研究計画を運営委員会等で審査・採択し、研究終了後は成果報告書の提出を求めている。この内、塚本学院教育研究補助費の研究成果は本学ホームページで公開している。

表 2-8-1 研究助成制度（平成 26（2014）年度実績）

| 名称                                          | 趣旨・内容                                                                                                             | 審査機関             |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 塚本学院<br>教育研究補助費                             | 専任教員の研究活動を助長するため、1 人又は少人数の研究者が共同して計画する研究計画を対象として、1 件につき 50 万円（印刷製本についてはさらに 10 万円）を限度として支給する。                      | 教育研究補助費<br>運営委員会 |
| 大阪芸術大学<br>藝術研究所<br>研究調査補助                   | 芸術分野における専門領域の開拓と創造性の奨励を図るため、藝術研究所の運営委員等が行う単独もしくは共同の研究調査を対象に助成を行う。                                                 | 藝術研究所<br>運営委員会   |
| 塚本学院<br>「塚本英世記念<br>国際交流計画」<br>に基づく<br>海外研修員 | 国際交流と人材の養成のため、教職員を外国の大学、研究所その他これらに準ずる公共的な教育施設又は学術施設に派遣し、学術研究又は教育事情を調査研究する機会を与える。<br>研修期間は 1 年までとし、滞在費と往復交通費を支給する。 | 国際交流委員会          |
| 塚本学院<br>出版助成                                | 専任教員の優れた研究業績を公刊して、本学の高等教育研究機関としての評価を高めるために出版助成を行う。<br>毎年 1 件につき 150 万円を 5 件を限度に助成する。                              | 藝術研究所<br>運営委員会   |

「塚本学院教育研究補助費」は本学教員が個人または共同研究を申請し、委員会による審査・採択を得て研究費を受給する制度である。研究成果をホームページで公開しており、研究の質も担保されている。「大阪芸術大学藝術研究所研究調査補助」は複数学科による共同研究であることを条件にした助成制度で、研究成果発表を公開で行うなど特色のある制度となっている。出版助成についてはコンスタントに出版活動に結びついており、書評に取り上げられるなど成果を挙げている。海外研修員制度については、海外での調査研究を計画する若手教員に対する大きな支援となっている。

本学では、科学研究費補助金を始めとする外部資金への積極的な応募と獲得を目指し、平成 23（2011）年に「塚本学院教育研究補助費」との書式・公募時期の共通化を行った。これにより応募件数が大幅に増加し、採択件数がそれまでと比較して増加した。

その反面、「塚本学院教育研究補助費」が実技を主とする教員にとって、書式の作成の難易度が上がり、また公募時期が従来の年度明け 4 月から前年度秋となったことから、応募件数が半減する結果となった。実技を主とし、研究活動が本格的ではない教員に対して、学内外の研究への参加、資金獲得の支援や促進をどのように行うかが課題である。

### 【授業アンケート】

毎年、前期・後期の年 2 回、学生による授業アンケートを実施している。授業アンケートは、原則全科目・全教員を対象に実施しているが、個人を特定できるような受講者の少ない授業については除外している。アンケートは、学生自身の出席状況や教員の授業実施状況など 15 項目と自由記述から構成されている。集計結果は広報紙「大阪芸術大学グループ通信」に掲載・公表し、各教員にもフィードバックしている。

### 【FD 委員会】

本学では、平成 20（2008）年度に大阪芸術大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程を定め、FD 委員会を設置した。学長を委員長とし、各学科長及び教養課程主任教授、通信教育部長、事務局長、学務部長及び学長が委嘱する委員（若干名）で構成される。事務担当部署は学務課である。

平成 21（2009）年度の 3 月に第 1 回の FD 委員会を実施し、平成 13（2001）年から実施してきた授業アンケートの報告と今後の運用について協議した。平成 22（2010）年度より、授業アンケートの集計結果を各学科長に配付し、授業状況の現状把握と併せて授業改善計画の提出を義務付けた。その結果に基づいて FD 委員会で 6 月より公開授業を実施し、今以上の授業の充実・改善に努めることとした。平成 26（2014）年度は授業参観を前期・後期合わせて 14 科目（延べ 16 科目）実施し、講義・演習・実習さまざまな形態の授業方法、教室・施設面についての現状や課題について議論を重ねている。

### 【教員発表会】

教員発表会は、専任教員を対象に FD の一環として実施している。公開の対象は教職員及び学生であり、教員の研究テーマを広く周知させることが目的である。発表後、教員には、発表会の感想と今後の教育・研究のあり方などを記した書類を学務課まで提出することを義務付けている。

### 【研究業績報告】

自己点検・評価活動の一環として、専任教員全員に、毎年度初めに前年度の研究業績について報告を求めている。芸術系短期大学としての特性によるさまざまな専門領域にわたる研究活動を、広く報告してもらえるよう、A（著書・論文等）、B（その他の分筆や口頭による発表）、C（実技発表）の 3 つに分類して提出を求めている。これらは学務課で受け、人事課で保管され、昇任・昇格の際の参考としても用いられる。また、文部科学省への設置申請等に際しては、申請様式 4 の教育研究業績書作成の基礎資料ともなる。

### 【人権研修】

毎年、理事長を委員長とする人権推進委員会で研修テーマを定め、人権推進室が主担となり実施している。教員に対しては学舎ごとに計 2 回実施、最新の人権にまつわる情報の共有と教育現場に求められる人権感覚を常に身につけておくことを主眼として行っている。平成 26（2014）年度のテーマは「教育と人権 ～芸大における事象」である。

## 2-8-③教養教育実施のための体制の整備

本学では、教養教育科目を総合教育科目として学則に定め、多様な分野の授業を開講している。カリキュラム・ポリシーにおいても総合教育科目は「自然や社会、人間とその生活についての基本的な知識や技能を習得すること、また、その習得の過程において確固たる世界観や人間観を形成するとともに、自ら学び自ら考える学び方を身につけることを目指している。」と定め、教育課程において重要な存在となっている。

教養教育の組織・責任体制として教養課程を設けている。短期大学設置基準の大綱化以

降、教養課程の組織を既存学科へ吸収する例が多いが、本学では教養課程を学科と同列の組織として設置している。教養課程における学科長に当たる役職者として教養課程主任教授を任命し、教養課程内の教育研究活動の任を負わせている。

教養課程主任教授は教養課程の代表として、教務委員会及び各種委員会の委員となり、学則変更、人事、入試、教務といった重要事項の意思決定に加わっている。組織として学科同様の自立性と責任を持ち、教育研究の根幹となる教養教育の推進に努めるとともに、各学科と連携して教育課程の運営に当たっている。

本学は専門教育を根幹とする上で、専門教育の基礎となる教養科目（総合教育科目）を重要視しており、それだけに教養課程にかかるウエイトは大きい。教養課程は学科と同等の組織と位置付けられており、運営上の責任体制も確立されている。

### 【自己評価】

教員の採用条件及び昇任の基準を明示して、適切に運用していると判断している。

教員一人ひとりの自己点検・評価を支援し、教員の資質や能力が向上する取組みを実施していると判断している。教養教育の組織と学科長と同等の主任教授を置き適切に運営している。

### （3）2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の充実を図り、適切かつ十分な専任教員の配置を行うため、各学科の専門分野や年齢構成等を踏まえた中長期的な教員の採用、昇任の検討を進める。

特に中長期的な観点から、教育・研究の充実・発展には若手教員、特に40歳から50歳台の准教授、講師、助教等の採用を促進し、計画的かつ組織的な若返りを図る。この際、専門分野に偏りがないよう専門分野毎の年齢構成表によって計画し、実務経験豊富な研究者等を採用し、教員組織の年齢バランスを考慮した採用計画を検討する。

兼任教員の採用については、今後とも教育課程の充実、学生の勉学意欲の向上といった視点から、学外の優秀な人材を積極的に招聘することとし、本学の教育課程にあった芸術家、専門家、企業人等、その専門性について学識経験を有する者の招聘を進める。

また、教員発表会、研究業績発表会などのFD研修についても、引き続き積極的に実施していく。

## 2-9 教育環境の整備

### 《2-9 の視点》

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### （1）2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

### （2）2-9 の自己判定の理由（事実の説明）

**2-9-1① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理****【校地、校舎】**

本学は、表 2-9-1 に示すような教育研究施設を有しており、校地・校舎面積の短期大学設置基準との比較は、表 2-9-2 のとおりである。

大阪学舎では、保育学科の小児栄養実習室やピアノレッスン室、教職実習指導室、英米文化学科の LL 教室、秘書演習室といった演習・実習室を備え有効に活用している。

芸術系学科を擁する伊丹学舎では、芸術ホール、展示室、テレビスタジオなどの実習設備を有し、有効に活用している。

**表 2-9-1 大阪芸術大学短期大学部の主要施設概要****1) 大阪学舎（校地：13,666.92 m<sup>2</sup>、校舎延床面積：16,610.5 m<sup>2</sup>）**

| 施設名・号館 | 延床面積                    | 階数 | 主要施設                  |
|--------|-------------------------|----|-----------------------|
| 3号館    | 6,651.7 m <sup>2</sup>  | 3  | 講義室、レッスン室、コンピュータ室、食堂等 |
| 体育館    | 1,407.9 m <sup>2</sup>  | 2  | ロッカー室、シャワー室、トイレ、体育倉庫  |
| センター館  | 1,844.2 m <sup>2</sup>  | 4  | 事務局、法人本部              |
| 書庫     | 142.2 m <sup>2</sup>    | 2  | 書庫                    |
| 倉庫     | 56.0 m <sup>2</sup>     | 2  | 備蓄倉庫                  |
| 小計     | 10,102.0 m <sup>2</sup> |    | 現在利用可能な校舎延床面積         |
| 1号館    | 3,812.8 m <sup>2</sup>  | 4  | 耐震補強対応検討中のため現在使用停止    |
| 2号館    | 2,695.7 m <sup>2</sup>  | 4  | 耐震補強対応検討中のため現在使用停止    |
| 計      | 16,610.5 m <sup>2</sup> |    |                       |

**2) 伊丹学舎（校地：30,169.00 m<sup>2</sup>、校舎延床面積：21,731.8 m<sup>2</sup>）**

| 施設名・号館   | 延床面積                    | 階数 | 主要施設                   |
|----------|-------------------------|----|------------------------|
| 本部棟      | 13,001.1 m <sup>2</sup> | 4  | 事務室、食堂、体育館・講堂、展示室、クラブ室 |
| メディア・芸術棟 | 3,105.2 m <sup>2</sup>  | 4  | 研究室、映像スタジオ、演劇実習室、講義室   |
| デザイン美術棟  | 3,820.0 m <sup>2</sup>  | 3  | 実習室、コンピュータ室、研究室、作品保管庫  |
| 芸術ホール    | 1,125.1 m <sup>2</sup>  | 2  | 芸術ホール、レッスン室、演習室、研究室    |
| 実習棟(T棟)  | 680.4 m <sup>2</sup>    | 2  | 実習室、研究室                |
| 計        | 21,731.8 m <sup>2</sup> |    |                        |

**表 2-9-2 校地・校舎面積の短期大学設置基準との比較**

|           | 校地面積                    | 校舎面積                    |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 本学        | 43,835.9 m <sup>2</sup> | 38,342.3 m <sup>2</sup> |
| 設置基準上必要面積 | 9,200.0 m <sup>2</sup>  | 8,950.0 m <sup>2</sup>  |

**【運動場・体育施設】****・運動場**

大阪学舎の運動場には、照明設備、球技用のゴールが設置され、主に課外活動に使用さ



れ、一般教養の体育実技は体育館で開講している。

伊丹学舎には「運動場」という名称の施設はないが、芝生広場と呼ばれている広場が設けられている。一般教養の体育実技は体育館において開講しているため、芝生広場は主に学生のレクリエーション施設として利用されている。キャッチボールやサッカーなどで休憩時間を楽しめるよう開放している。

#### ・体育館

大阪学舎体育館（床面積 930.5 m<sup>2</sup>）及び伊丹学舎体育館（床面積 1660.3 m<sup>2</sup>）は、ともに講堂とホールを併設した施設となっており、大阪学舎はバレーボール、バスケットボール、卓球等の室内球技場、柔道場としての利用のほか、通信教育部保育学科の体育のスクーリング会場としても使用している。

また、伊丹学舎体育館も大阪学舎と同様にバレーボール、バスケットボール、卓球等の室内球技場としての利用をはじめ、トレーニングルーム、測定室等を整備し、多数の学生が授業や部活動で利用している。

いずれの施設も、体育教員の指導の下で授業等に使用され、総合的な管理は学務課と体育研究室が連携を取り行っている。

#### 【図書館等】

大阪学舎図書館は3号館2階に設けられている。設置学科の性質から、保育、幼児教育の専門書や楽譜、雑誌等を中心に所蔵している。

伊丹学舎図書館は本部棟3階に設けられ、デザイン・美術分野、マスメディアや舞台芸術の分野に関する専門書・専門雑誌を中心に所蔵している。そのため、写真集や画集用の大型書架も多数用意している。また、「VISIONAIRA」No12～No64）といったアート系不定期刊行雑誌（世界限定販売）コレクションの貴重資料を収集・保存している。

また、施設面では伊丹学舎図書館には「視聴覚室」（収容人数 67 名、67.99 m<sup>2</sup>）が併設され、授業での使用のほか学生の視聴覚資料の閲覧にも使用されている。

図書館の概要は表 2-9-3 のとおりとなっている。

表 2-9-3 図書館の概要（平成 27（2015）年 5 月 1 日現在）

|             | 大阪学舎図書館                        | 伊丹学舎図書館                        |
|-------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 閲覧スペース      | 401.5 m <sup>2</sup>           | 363.2 m <sup>2</sup>           |
| 書庫スース       | 196.4 m <sup>2</sup>           | 81.0 m <sup>2</sup>            |
| 閲覧室の席数      | 56 席                           | 120 席                          |
| 開館時間        | 平日 9:10-18:15<br>土曜 9:10-12:00 | 平日 9:10-18:15<br>土曜 9:10-12:00 |
| 年間利用者数      | 11,163 人                       | 16,796 人                       |
| 図書の冊数       | 67,419 冊                       | 48,938 冊                       |
| 開架図書の冊数（内数） | 37,479 冊                       | 21,478 冊                       |

### 【情報サービス施設】

大阪学舎、伊丹学舎ともに学生の学習支援を目的にコンピュータ端末を設置しており、授業の内外で利用している。

大阪学舎では、3-205 教室（コンピュータ室）に 29 台、3-403 教室（LL 教室）に 24 台のコンピュータ（いずれも Windows）を設置しており、3-205 教室では常駐のスタッフを配置してパソコン操作についてのサポート体制を整えている。

伊丹学舎では、デザイン美術棟の D-201 教室（VD コンピュータ室）に Mac26 台、D-218 教室（INT コンピュータ室）に Mac8 台、Windows3 台、D-303 教室（コンピュータ室 A）に Mac15 台、D-304 教室（コンピュータ室 B）に Windows15 台を設置。メディア・芸術棟では P-106 教室（コンピュータ実習室）に Windows30 台、P-208 教室（ゼミ室 B）に Windows20 台、P-209 教室（ゼミ室 C）に Windows10 台、Mac4 台を設置している。また、教室以外にも本部棟 2 階の学生ラウンジに Mac3 台、芸術ホール 1 階エントランスに Mac2 台、メディア・芸術棟 1 階ホールに Mac2 台を設置している。

両学舎とも授業が行われていない時には、自由に利用できる端末が用意されており、10 時から 19 時（授業休暇期間は 17 時まで）の時間帯で利用が可能である。提供しているサービスは、ウェブページの閲覧や電子メールの利用等である。入学時に電子メールを利用するためのメールアカウントを交付している。

### 【実習施設等】

本学の特色である少人数による実技教育の実践という性格上、カリキュラムの大部分が実習・実技系科目であり、各学科の教育課程や授業科目の特性に基づいて以下のような実習施設が備えられている。

#### 大阪学舎

##### ・ピアノ練習室

防音設備完備の個人用ピアノ練習室。保育学科の「音楽」の授業で使用するほか、空いている時間には自由に利用することができる。

##### ・LL 教室

英語とコンピュータのスキルを磨く最新のシステムで授業をバックアップ。英米文化学科で頻繁に使用する。

##### ・小児栄養実習室

栄養学の基礎を学び、小児期の栄養と食事のあり方を具体的な事例や実習を通じて習得するために使用する。

#### 伊丹学舎

##### 〈本部棟〉

##### ・和室ホール・和室

総合教育科目（教養科目）の「茶道Ⅰ～Ⅳ」、「華道Ⅰ～Ⅳ」（演習科目）の教室として設置され、授業をとおして日本伝統文化の理解に活用されている。

##### ・展示室（展示ホール）

照明設備が整った展示スペースとして設置しており、本学の学生や教員が制作した作

品の展覧会を開催するなど、学内ギャラリーとして活用している。

### 〈デザイン美術棟〉

デザイン美術棟には、本格的に油絵や版画が学べるアトリエに加え、石彫や陶芸、ガラスなど専門的にアートの世界に触れられる工房が備えられている。また、高性能 Mac や CAD を備えた実習室も完備しており、さまざまな分野のアートを総合的に学ぶことができる施設設備が整えられている。

- **立体造形制作スペース**

デザイン美術棟の中庭にアトリエを設けており、石材や木材、鉄などの巨大な素材を使った立体造形制作のための十分なスペースが確保されている。

- **陶芸制作アトリエ**

陶芸制作の基礎を学ぶために必要な設備が揃っており、静かな雰囲気作品づくりに取り込むことができる。

- **ガラス工芸実習室**

ガラス工芸制作の基礎を学ぶために必要な設備が整えられている。

### 〈メディア・芸術棟〉

- **テレビスタジオ**

メディア・芸術棟の1階には、テレビ番組の制作や映像技術演習で利用する本格的なデジタル対応のテレビスタジオを設けており、短期大学としては日本最高クラスの設備が整えられている。

- **テレビスタジオ調整室**

テレビスタジオの上階にあたるメディア・芸術棟の2階には、音響技術の実習に使用する調整室が備えられ、放送局の現場と同レベルのプロフェッショナルな機材が揃っている。

- **音声スタジオ**

アナウンス実習やラジオ制作の授業で使用する。机上で学んだスキルを、本格的な設備でしっかりと確認できる。

- **演劇実習室**

舞台芸術コースの実習授業で使用する。

テレビスタジオ



テレビスタジオ調整室



### ＜芸術棟＞

芸術棟は、7つのレッスン室と演習室に加え、専用ステージ「芸術ホール」を備え、メディア・芸術学科のさまざまな学びの発表の場として活用している。

芸術ホールは、平成23（2011）年に新設されたポピュラー音楽コースのレッスン及び成果発表に利用される。また、バンドやグループごとに集まっての濃密な練習時間が持てる7つのレッススタジオに加え、本格的な音響設備を備えた専用ステージが設けられており、本物のライブハウスさながらの設備を自在に活用できる環境はスキルアップに大きく貢献している。

### 【学外福利厚生施設】

学校法人塚本学院（大阪芸術大学、大阪芸術大学短期大学部、大阪美術専門学校、附属幼稚園）の学生、教職員及び卒業生のための福利厚生施設として、和歌山県白浜温泉と長野県菅平高原に研修センターを設置している。両研修センターは、研修や合宿施設としてはもちろんのこと、体育・レジャー・ゼミ旅行等の場として大いに利用されている。

なお、両研修センターの概要は表2-9-4のとおり。

表 2-9-4

| 学校法人塚本学院 白浜研修センター |                                                            |
|-------------------|------------------------------------------------------------|
| 所在地               | 和歌山県西牟婁郡白浜町 1393 番 5                                       |
| 交通                | 最寄駅：JR 紀勢本線白浜駅からバス「白浜エネルギーランド前」下車徒歩 3 分                    |
| 施設                | 宿泊室：6 帖 6 室、8 帖 3 室、10 帖 3 室、13 帖 1 室（全室和室）<br>娯楽室（食堂兼集会室） |
| 収容人数              | 55 名                                                       |
| 利用料金              | 学生：宿泊料¥1,700、朝食¥300、昼食¥500、夕食¥1,500～                       |

| 学校法人塚本学院 菅平高原研修センター |                                               |
|---------------------|-----------------------------------------------|
| 所在地                 | 長野県上田市菅平高原 1223 番地 2381                       |
| 交通                  | 最寄駅：JR 上田駅からバス「天狗ゲレンデ前」下車 徒歩 5 分              |
| 施設                  | 宿泊室：10 帖 8 室、16 帖 3 室、24 帖 2 室、研修室（プレイルーム、食堂） |
| 収容人数                | 90 名                                          |
| 利用料金                | 学生：1 泊 2 食 ¥5,000、宿泊のみ¥2,500                  |

### 【教育・施設設備の安全性・利便性】

学内の教育研究施設の耐震工事については、年次計画的に実施しており概ね完了している。昭和34(1959)年に竣工した大阪学舎の1号館、2号館（円形校舎）は、耐震補強の対応を検討中のため、現在のところ教職員、学生の立ち入りを禁止して安全性を確保する方策を講じている。

車椅子や障がいを持つ学生に対するバリアフリー化の一つとして、大阪学舎では3号館、伊丹学舎では本部棟、デザイン美術棟、メディア芸術棟にエレベーターを設置している。

一部、障がいの度合いにより設備面で対応ができていない部分もあるが、学生の状況に合わせ、講義場所を配慮するなどの対応を行っている。各建物の入口にはスロープを設けている他、ほぼ全ての建物に身障者用トイレを設置し、バリアフリーの取り組みを推進している。

### 【学生の意見の反映】

本学では、学生委員長と学友会（学生自治会）が、年に一度意見を汲み上げる機会として「懇談会」（リーダースキャンプの際に実施）を行っており、学友会からの意見は学務課において取りまとめ、関連部署と協議を行い、適宜、反映している。

## 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、演習・実習における少人数教育を特色としていることから、これらの科目において受講者が過剰であると判断した場合は、クラスを増設することで対応している。また、あらかじめ科目ごとの定員を設けるなどの方策を通して、授業科目ごとの受講者数の適切な管理に努めている。

実習クラス当たりの学生数については、履修登録者数を見極めた上で必要に応じて学長を議長とする教務委員会において速やかに審議し、クラスの分割や統合を決定して実施している。授業を行う学生数については、学生や授業担当教員の要望を取り入れ、対策が講じられており、適切な管理ができていると判断している。

本学の開講科目は授業形態によって、①講義科目、②演習科目、③実技・実習科目に大別することができる。各授業科目において学生数が適切なものとなるよう、授業形態に応じて概ね次のように定め運営している。

### ①講義科目

講義科目については、1クラス80人を上限の目安として開講している。

### ②演習科目

演習科目のうち、語学系科目は、1クラス40人を目安として開講している。

その他の演習等についても、クラス分けや通年開講等、科目の教育内容に基づいて、30～50人を目安として開講している。

### ③実技・実習科目

1クラス10～30人を目安として開講している。

実技・実習科目については、適宜、副手を授業補助として配置し、学生がより理解できるような環境を整備している。

デザイン美術学科、メディア・芸術学科の卒業制作につながるコース別の専攻実習履修者数は表2-9-5のとおりである。

表 2-9-5 主要科目の履修者数（平成 26（2014）年度）

## 1) メディア・芸術学科 文章表現Ⅰ・卒業制作コース別履修者数

| 文章表現Ⅰ（1年必須） | 履修者数 | 卒業制作（2年必須）     | 履修者数 |
|-------------|------|----------------|------|
| 月2 小原 常雄    | 44人  | 卒業制作（出版）       | 8人   |
| 火4 九鬼 葉子    | 20人  | 卒業制作（広告）       | 4人   |
| 金2 九鬼 葉子    | 48人  | 卒業制作（放送）       | 16人  |
| 土2 畑 律江     | 13人  | 卒業制作（映像）       | 8人   |
| 木3 西林 利裕    | 28人  | 卒業制作（身体表現）     | 30人  |
| 水3 後藤 悦治郎   | 32人  | 卒業制作（舞台制作）     | 24人  |
|             |      | 卒業制作（声優）2クラス   | 63人  |
|             |      | 卒業制作（ポピュラー音楽）  | 30人  |
|             |      | 卒業制作（ポピュラーダンス） | 4人   |

## 2) デザイン美術学科 専攻実習・卒業制作コース別履修者数

| デッサンⅠ（1年必須） |             | 履修者数 | 卒業制作（2年必須）     | 履修者数 |
|-------------|-------------|------|----------------|------|
| 前期          | デッサンⅠ（火3～5） | 16人  | 卒業制作（VD）Aクラス   | 10人  |
|             | デッサンⅠ（水3～5） | 23人  | 卒業制作（VD）Bクラス   | 9人   |
|             | デッサンⅠ（木3～5） | 20人  | 卒業制作（イラスト）     | 13人  |
| 後期          | デッサンⅠ（火3～5） | 6人   | 卒業制作（INT・D）    | 12人  |
|             | デッサンⅠ（水3～5） | 15人  | 卒業制作（絵画）       | 7人   |
|             | デッサンⅠ（木3～5） | 7人   | 卒業制作（版画）       | 5人   |
|             |             |      | 卒業制作（立体造形）     | 10人  |
|             |             |      | 卒業制作（立体造形）     | 9人   |
|             |             |      | 卒業制作（キャラクター造形） | 16人  |

## 【自己評価】

校地、校舎ともに短期大学設置基準上必要とされる面積の4倍以上が確保されており、施設・設備面においても短期大学の教育研究に十分な規模を有している。専門の実習を行うため施設や図書館等の教育環境の整備、それらが適切に利用されるための管理・運営体制が整えられていると判断している。

また、授業を行う学生数に関しても教育効果を十分上げられる適正なクラスサイズであると判断している。

学内施設の耐震性や防災・防犯などの安全面に関しても、規則・条例・行政指導に基づき運営されており、身体障がい者に対するバリアフリーの取り組みも進められている。

## (3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

教育環境としては、校地、校舎、設備、図書館等、短期大学の施設設備として十分な質と量を有し、かつ適切に運営していると考えます。教育研究に関わる実習用設備や機器備品に関しては、技術的な進歩により性能が日々向上している現状を踏まえると、それら設備

の更新は不可欠である。今後も学生・教職員の要望や時代のニーズに対応した重点的かつ効果的な予算を措置して整備を行い、改善・充実を図る。

耐震工事等安全確保のための対策はほぼ完了したが、バリアフリー化も含め身体に障がいを持つ学生への環境整備は十分とは言えないため、年次計画的に実施するべく検討を進めていく。

学生の意見を汲み上げる仕組みについては、授業アンケートの内容の見直しや、他の調査方法の開発研究等を行い、更に学生の意見を汲み上げられる仕組みを整えたい。

学生数の適切な管理については、科目の種類毎により教育効果を挙げられるよう、授業人数、クラス分け、教員や副手の配置状況について全学的に検討していく。

### 〔基準2の自己評価〕

3つの方針は、建学の精神と教育目標を基に定められており、大学ホームページ・大学案内・学生便覧等に掲載し、学内外へ周知している。アドミッション・ポリシーで掲げる様々な能力、知識、個性を持つ学生を受け入れるため、多様な入試制度を設けている。入学定員に満たない学科があるものの、経済状況の厳しさが増すなか、定員確保のための努力を今後も継続していく。

学校教育法並びに短期大学設置基準に則り、「建学の精神」「教育理念」を踏まえた少人数による実技教育を第一の特色として掲げており、その精神は、各学科における教育目的の設定や教育課程の編成の基本指針としている。その結果、教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発としては実技実習を中心とした科目構成であることから少人数での授業を実践している。

また、社会情勢の変化を視野に入れ、柔軟な思考でカリキュラムの検討・立案・実施を行っている。教育活動の現状を把握し、適切な運営方法を教員（各委員会）と事務局が円滑な意思疎通の基に運営を行い、各委員会において検討・提案を行っている。

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理についても、教育目的を達成するための十分な施設と設備を有しているが、コンピュータやそのソフトウェアについては技術の発展を踏まえつつ適時に入替え等を実施していく。また、授業を行う学生数も教育効果を十分上げられる適正なクラスサイズであると判断している。

教育課程（正課内）でのキャリア教育については、総合教育科目（教養課程）に「職業指導」を開設している。また専門科目では各学科の専攻内容を踏まえた適切な授業科目を設置している。また、正課外においても学科の特色を踏まえた各種の講座を開設し、学生への就職支援体制が充実していると判断している。

### **基準 3. 経営・管理と財務**

#### **3-1 経営の規律と誠実性**

##### **《3-1 の視点》**

##### **3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明**

##### **3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

##### **3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守**

##### **3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### **3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表**

#### **(1) 3-1 の自己判定**

基準項目 3-1 を満たしている。

#### **(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

##### **3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明**

大阪芸術大学短期大学部（以下「本学」）の設置者である学校法人塚本学院（以下「本学院」）は、「学校法人塚本学院寄附行為」第 4 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、教育事業を行う。」と定めている。同第 3 条において、「本学院の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。」とし、必要とされる規程を整備して、それに基づいて誠実に業務を行っている。

組織倫理に関しては、「学校法人塚本学院コンプライアンス規程」を設けている他、本学院の全教職員に対して、「大阪芸術大学短期大学部教育職員就業規則」「学校法人塚本学院事務職員就業規則」「個人情報の保護に関する規程」を定めている。

教職員の研究活動に関しては、「学校法人塚本学院研究倫理基準」「学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程」を定めている他、平成 19（2007）年 文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、同年 12 月には「学校法人塚本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針」を制定した。

また、平成 26（2014）年の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正を受けて、「学校法人塚本学院公的研究費管理・運営規程」「学校法人塚本学院研究行動規範」「学校法人塚本学院公的研究費における不正防止等に関する規程」「学校法人塚本学院内部監査規程」を新たに制定した。

「学校法人塚本学院寄附行為」をはじめとするこれら諸規程は、『学校法人塚本学院例規集』（CD-R）に収録し教職員に配付しており、規程に基づく経営の規律と誠実性の維持に努めている。

##### **3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

本学は、開学当初からの「大阪芸術大学短期大学部は、日本国憲法に則り、私学の本分を尽くし、世界の平和と人類の福祉に貢献することを目的とする。また、広く知識を求めて学術の研究に励み、専門的技術の習熟に努め、もって心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。」という建学の精神を柱とし、短期大学部を形成する中核とし



て機能してきた。

また、本学の教育活動及び人材養成に関する基本的かつ総括的な方針として、短期大学部学則、通信教育部規程において、表 3-1-1 のように定め学内外に明示している。

表 3-1-1

|                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>大阪芸術大学短期大学部学則第 1 条</p> <p>本大学は学校教育法に則り外国語、保育、デザイン美術、広報及び商業に関する専門の学芸につき教授研究を行い、併せて一般教養による人格の陶冶に努め、中学校、幼稚園の教員及び保育士となる者のためこれに関する専門的職能教育を施し、以って実社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。</p>                                              |
| <p>大阪芸術大学短期大学部学則第 69 条（専攻科）</p> <p>本専攻科は、短期大学デザイン美術学科を卒業した者にさらに広く深く理論と実感を教授研究し、併せて人格の陶冶と教養の向上に寄与することを目的とする。</p>                                                                                                          |
| <p>大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程第 1 条</p> <p>大阪芸術大学短期大学部学則第 4 条の 2 に基づき、本教育部は主として通信によって学校教育法に則り一般教養と密接な関係を保ちつつ広く保育、デザイン美術、広報に関する理論と実感を教授研究し、以て実社会に貢献し得る人物並びに有為なる幼稚園教諭及び保育事業に従事する人物を養成すると共に円満なる人格を涵養し、健全なる民主主義精神を鼓吹することを以て目的とする。</p> |

しかしながら、高等教育をめぐる政策や大学の役割の変化、社会状況の変化や技術進歩による芸術領域の変容が進み、本学を取り巻く環境が開学当初とは相当異なっている。建学の精神及び使命・目的の運用には語句そのものを当てはめるのではなく、時代的、社会的な状況に照らして整理し実践することにより、実際の教育活動へ反映するよう努めており、使命・目的の実現に向けて継続的に努力を行っている。

### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学院は、「学校法人塚本学院寄附行為」を定め、教育基本法及び学校教育法に従い教育事業を行うことを掲げている。学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の制定や改正に対して、関係する諸規程について整備し、適切に対応している。

### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

#### （i）環境保全への配慮

大阪学舎は、大阪市の南部に位置し、最寄り駅である近鉄南大阪線矢田駅からは徒歩数分の閑静な住宅街の中にある。構内には、コンピュータ室、防音機能を備えたピアノ練習室、体育館、英会話サロンなど、各学科の専門施設を備えており、空き時間には、学生が自由に利用できる学びの場となっている。また、保育学科の実習先でもある大学附属の照ヶ丘幼稚園が隣接している。

伊丹学舎は、兵庫県伊丹市の北西部に位置し、最寄りの JR 宝塚線中山寺駅から徒歩約 15 分の距離に立地している。大学の南側には伊丹市立の荒牧バラ公園が隣接している。

3 万平方メートルの広大なキャンパスには芝生の広場や四季折々の樹木が多く植樹されており、このようなゆったりとした空間は芸術制作にはうってつけの環境となっている。キャンパス内には、メディア・芸術棟、デザイン美術棟、実習棟、芸術ホールといった学科の専門施設が機能的にレイアウトされており、メディア・芸術棟には日本屈指の規模を誇るテレビスタジオ、デザイン美術棟には石彫などにも対応可能な設備の整ったアトリエ、芸術ホールには演劇やダンス、演奏など行う本格的なホールが備えられている。

エコロジーに配慮した具体的な環境保全の取り組みとしては、キャンパス内の電灯の LED 化を推進している。省エネルギー推進委員会等において、費用対効果を考慮しながら計画を進めている。

また、教育課程においても環境問題を取り扱った総合教育科目（一般教養科目）「生活科学」を開講し、エネルギーと資源やごみ問題等について学生に教授している。

伊丹学舎のキャンパスに広がる芝生広場や樹木は、夏の日差しを和らげ、冬は落葉して太陽の光を教室に取り入れる役割を備えており、自然の理に適った省エネルギー化が図られている。

今後も、地球環境に配慮した素材の使用などを実践したキャンパス計画を進めていく。

## （ii）人権への配慮

人権に関する取組みとして、法人本部内に人権推進委員会及び人権推進室、短期大学部に人権教育推進委員会を設置し、教職員に対する人権意識の啓発を目的として、講演会や研修会等を企画・立案し実施している。

### ＜人権推進室の取組み＞

#### ・教職員人権研修

毎年度、人権推進委員会で決定したテーマに基づいて、人権研修を実施している。研修は少人数で行い、原則として教員は学科ごと、職員は役職ごとにテーマを決めたディスカッション形式で研修を実施している。

#### ・リーフレットの作成（教職員対象）

セクシャルハラスメント防止を目的としたリーフレットを作成し全教職員へ配布している。

### ＜人権教育推進委員会の取組み＞

#### ・人権教育講演会

人権教育委員会で決定したテーマに基づき、学外から講師を招いて、主に教職員を対象に人権教育講演会を開催している。過去 3 年間の人権教育講演会の内容等は表 3-1-2 のとおりである。

表 3-1-2 人権教育講演会の内容

| 実施年月                | 講演のテーマ・講師                                                               |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 平成 24（2012）年<br>9 月 | 「同和問題の現状と課題」 ―伊丹市を中心として―<br>伊丹市こども未来部こども室 家庭教育推進課<br>家庭教育推進委員 金山 督      |
| 平成 25（2013）年<br>7 月 | 「障害学生の就職支援」<br>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構<br>大阪障害者職業センター次長 古谷 護              |
| 平成 26（2014）年<br>9 月 | 「大学における障がい者受入について」 ―知的障がい者を中心に―<br>大阪府発達障がい者支援センター<br>センター長 堀内 桂（臨床心理士） |

**（iii）安全への配慮****＜防災対策の取組み＞**

本学では消防法に基づき「大阪芸術大学短期大学部消防計画」を設けて物的・人的被害を軽減するため、防火管理、震災対策について定めている。また、平成 7（1995）年の「阪神・淡路大震災」で被害を受けた経験を生かして、大阪学舎内に備蓄倉庫を設置し、帰宅困難な学生や近隣住民のために食糧品・飲料水を備蓄しており、大規模な自然災害に備えている。

学校施設の耐震化では、大阪学舎に昭和 56（1981）年に改正された建築基準法施行令（新耐震基準）の対象外となる建物が 2 棟存在することから、当該建物については使用を停止し、建替えや補強工事についての計画を検討中である。伊丹学舎は昭和 61（1986）年以降に竣工した建物につき、現状としては耐震補強の必要はないとの結果を得ているが、毎年専門業者による強度検査を実施している。

**＜防犯対策の取組み＞**

大阪学舎、伊丹学舎ともに、キャンパスの入口に警備室を設けて、外部警備会社に警備を委託し、不審者の立ち入り防止や犯罪、事故防止に努めている。キャンパスの敷地境界には頑丈なフェンスを設け生垣を植えるとともに、キャンパスの出入口に監視カメラを設置し、一部ではあるが機械警備も導入している。盗難等の対策としては、施錠のできる個人ロッカーを設置し各学生に付与している。

また、外部からの来校者を識別するために、教職員は名札を着用し、来校者には入館証の着用を求めている。

**＜健康安全の取組み＞**

学生の健康管理については、学校保健法を基に医務室が中心となって「応急処置」「健康診断」「健康相談」を実施している。平成 26（2014）年度健康診断の学生の受診状況は、表 3-1-3 のとおりである。

表 3-1-3 学生の健康診断受診状況（過去 3 年）

| 年度            | 大阪学舎  |       |       | 伊丹学舎  |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|               | 対象者数  | 受診者数  | 受診率   | 対象者数  | 受診者数  | 受診率   |
| 平成 24（2012）年度 | 309 人 | 302 人 | 97.7% | 589 人 | 556 人 | 94.4% |
| 平成 25（2013）年度 | 221 人 | 220 人 | 99.5% | 591 人 | 557 人 | 94.2% |
| 平成 26（2014）年度 | 190 人 | 190 人 | 100%  | 541 人 | 564 人 | 95.9% |

新型インフルエンザや麻疹等への対応として、医務室において感染や発症に関する情報の収集・提供を図る他、学内 10 か所以上に消毒液（速乾性擦り込み式手指消毒剤 商品名：カネパス）を設置し、感染予防に努めている。

AED は、大阪学舎はセンター館 1 階、伊丹学舎は本部棟 2 階の事務局出入口付近にそれぞれ設置し、急病等の万一の事態に備えている。

健康増進法に基づく「受動喫煙防止」「喫煙防止教育」への取り組みでは、ポスターの掲示や小冊子「禁煙をすすめる理由」を配布し、喫煙防止教育に努めており、毎年 5 月 31 日の世界禁煙デーには、学内において禁煙啓発のキャンペーンを実施している。

その他、薬物乱用防止の取り組みとして、新入生ガイダンスでの「トラブル防止の手引き」の配布や、学内でのポスター掲示、リーフレットの配布等により啓発に努めている。

また、大学祭における模擬店等の飲食物販売に際しては、保健所の指導のもと検便の実施を徹底させている。

教職員の健康管理と職場の安全衛生管理については、労働安全衛生法や就業規則に基づき安全衛生管理体制を明らかにし、労働災害防止対策の向上及び労働環境改善のために「衛生委員会規程」による「衛生委員会」を設け、表 3-1-4 のとおり定期的開催している。

また、平成 24（2012）年度より専任教職員の健康管理を目的とした福利厚生の一環として、日本私立大学協会が提供するグループ共済制度の仕組みを活用した「メンタルヘルス・健康医療相談に関する相談窓口」を開設したほか、快適な職場環境の形成と維持確認のため、伊丹学舎では労働安全衛生法に基づき、年間 6 回の環境測定を実施している。

表 3-1-4 平成 26（2014）年度 衛生委員会開催実績

|       |           |                                               |
|-------|-----------|-----------------------------------------------|
| 第 1 回 | 5 月 20 日  | ・労災発生状況について ・その他                              |
| 第 2 回 | 7 月 3 日   | ・労災発生状況について ・受動喫煙について ・その他                    |
| 第 3 回 | 9 月 25 日  | ・労災発生状況について ・その他                              |
| 第 4 回 | 10 月 30 日 | ・労災発生状況について ・その他                              |
| 第 5 回 | 12 月 11 日 | ・労災発生状況について ・その他                              |
| 第 6 回 | 1 月 22 日  | ・労災発生状況について ・その他                              |
| 第 7 回 | 3 月 12 日  | ・労災発生状況について<br>・平成 26（2014）年度教職員定期健康診断結果 ・その他 |

教職員の健康診断受診状況についても表 3-1-5 のとおりである。

**表 3-1-5 教職員の健康診断受診状況（過去 3 年・本部職員を含む）**

| 年度            | 対象者数  | 受診者数  | 受診率   | 人間ドック等 | 受診率（ドック含） |
|---------------|-------|-------|-------|--------|-----------|
| 平成 24（2012）年度 | 131 人 | 83 人  | 63.4% | 25 人   | 82.4%     |
| 平成 25（2013）年度 | 129 人 | 94 人  | 72.9% | 24 人   | 91.5%     |
| 平成 26（2014）年度 | 145 人 | 105 人 | 72.4% | 20 人   | 86.2%     |

#### ＜学生保護の取り組み＞

正課中や課外活動中の事故に対する傷害保険、教育実習やインターンシップに対する対人対物賠償保険に短期大学部として加入している。

また、法人内に設置している人権推進室が中心となり、冊子「学生生活を円滑におくるために」を作成し、入学時に新入生へ配布している。冊子の内容としては、特に若者が陥りやすい各種の悪徳商法や多重債務、近年急増しているネットトラブル等についての注意喚起を促すものとなっている。

その他にも、薬物使用への啓発、迷惑駐車や喫煙マナー、障がい者との共生といった題材を取り上げ、学生生活全般におけるトラブルを未然に防ぐことを目的として冊子を作成している。

経済的支援の取り組みとしては、家計支持者の急死、震災や台風などの自然災害により被害を受けた学生に対する支給奨学金制度を用意し、家計急変した学生の修学支援に取り組んでいる。

個人情報の保護については、学校法人塚本学院の「個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報の適切な保護と利用に関する取扱い方針を制定し公表している。

#### ＜危機管理の取り組み＞

本学は、平成 21（2009）年 12 月に「学校法人塚本学院危機管理ガイドライン」を設けた。従来、起こりうる事象に対して、個別に所管部署が対応する状況であったが、これを組織的に対応することで影響を最小限度に抑制することを目的としている。また、危機管理を安全衛生上の諸問題、情報の管理・漏えい対策、風評被害を含めた広く包括的な概念として捉えている。危機管理委員会における委員の選任やマニュアルの整備、訓練・研修の実施などの取り組みを進めていく。

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

平成 23（2011）年 4 月に改正施行された学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく「教育研究活動等の状況についての情報公開」については、短期大学部ホームページに掲載しているが、掲載内容を整備し、より見やすい情報として公表できるよう作業を進めている。

また、私立学校法第 47 条に基づき、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書、監査結果報告書等の財務書類に関しても、法人本部総務部総務課において、本学の在学生、その他利害関係人から請求があった場合に閲覧できる体制が設けられており、ホームページ上でも過去 4 年間分の財務書類を公開している。

### 【自己評価】

- ・使命・目的の実現へ向けて新コースの設置やカリキュラムの改正などの継続的努力がなされていると判断している。
- ・学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守については、各種の規程等を設けコンプライアンスを重視した法人運営であると判断している。
- ・環境保全、人権、安全への配慮については、各種の対策を実行し、学生及び教職員に対する3つの配慮を誠実に実施していると判断している。
- ・教育情報・財務情報の公表については、ホームページ上に公開し、適正に情報を公開していると判断している。

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び経営管理については、学校教育法をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、規程の整備等により適切に運営しているが、法令の改正や社会状況の変化に照らし合わせ、今後も諸規程の点検、見直しについての継続的な取り組みが必要である。

環境保全、人権、安全への配慮については、個々に規程を定めそれぞれ様々な取り組みを行うなどして対応ができているが、平成21（2009）年に「学校法人塚本学院危機管理ガイドライン」を定めていることを踏まえ、防災や健康管理以外の諸問題も含めた広範な意味での危機管理に対する組織的・具体的な取り組みを行っていくことが今後の課題である。

教育情報・財務情報の公表については、今後も引き続きホームページ等を通じて、情報公開を行っていくとともに、情報の内容を整理し、さらに充実したものとなるよう努めていく。

## 3-2 理事会の機能

### 《3-2の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学院は、私立学校として責任ある学校経営を行っていくため、理事会を要とする管理運営体制を確立している。決定すべき事項は、発議→常務会→理事会、評議員会という流れで審議・決定を行っており、意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているといえる。理事会・評議員会については「学校法人塚本学院寄附行為」第17条、第22条において、常務会については「常務会内規」において次のとおり定められている。

表 3-2-1 「学校法人塚本学院寄附行為」

|        |                                                         |
|--------|---------------------------------------------------------|
| (理事会)  |                                                         |
| 第 17 条 | この法人に理事をもって組織する理事会を置く。                                  |
| 2      | 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の遂行を監督する。                          |
| (評議員会) |                                                         |
| 第 22 条 | この法人に、評議員会を置く。                                          |
| 2      | 評議員会は 13 人乃至 17 人の評議員をもって組織する。評議員総数は理事総数の 2 倍を超えるものとする。 |

表 3-2-2 「常務会内規」

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 第 1 条 | 学院の経営及び業務の運営に関する事項を協議するため、常務会を置く。 |
| 第 6 条 | 常務会の協議事項は次のとおりとする。                |
| 1     | 理事会に付議する事項                        |
| 2     | 理事会から付託された事項                      |
| 3     | 緊急に処理することを要する学院の業務に関する事項          |
| 4     | その他常務会において必要と認めた事項                |

理事長は、理事会において議長となり、重要事項をはじめ、さまざまな案件について審議し、業務の遂行にあたっている。理事会は本学院の最高意思決定機関であり、その役員の定数は「学校法人塚本学院寄附行為」第 6 条において、理事は 6 人乃至 8 人、監事は 2 人と定めている。

また、理事及び監事の選任については、「学校法人塚本学院寄附行為」第 8 条及び第 10 条において次のとおり定められている。

表 3-2-3 「学校法人塚本学院寄附行為」

|         |                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (理事の選任) |                                                                                              |
| 第 8 条   | 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。                                                                        |
|         | (1) 塚本学院の学院長、大学の学長及び短期大学部の学長                                                                 |
|         | (2) 評議員の内から評議員互選によって定められた者 1 人                                                               |
|         | (3) 前各号に規定する理事以外の理事は理事会において選任する。                                                             |
| 2       | 前項第 1 号及び第 2 号に規定する理事は学院長、学長又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。                                       |
| 3       | 理事には、選任の際現にこの法人の役員又は職員（学院長、学長、校長、園長及び教員を含む。以下同じ。）でない者が 1 名以上含まれるようにしなければならない。                |
| 4       | 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。 |
| 5       | この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が 1 人を超えて含まれることになってはならない。                                |

(監事の選任及び職務)

- 第10条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 監事には、この法人の理事又は職員並びに評議員が含まれることになってはならない。
- 3 監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
- 4 監事には、選任の際現にこの法人の役員又は職員並びに評議員でない者が1名以上含まれるようにしなければならない。
- 5 監事が再任される場合において、当該監事とその最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員並びに評議員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現にこの法人の役員又は職員並びに評議員でない者とみなす。
- 6 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。  
(以下省略)

平成26(2014)年度は理事会を6回、評議員会を2回開催し、予算、決算、事業計画及び事業報告や本学院、本学における重要規程の改廃、学則変更等に関する審議・決定を行っている。

【自己評価】

使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性は適正に整備され、的確に機能していると判断している。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

理事会を中心とする管理運営体制は整備されており、理事会においては寄附行為に基づいて適切に開催され、理事の出席状況も良好である。理事会の下に設置している常務会は、理事長、専務理事、学長で構成されるが、他に各校事務局長、法人本部部長、学生部長、教務事務部長、入試事務部長などがオブザーバーとして参加し、相互の連携及び意思の疎通を図っている。相互のチェック体制が有効に機能しているので、今後も継続し維持向上していきたい。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。



## (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学における最高審議機関は「教授会」である。教授会は表 3-3-1 のとおり本学学則の「第 8 章 教授会」で規定されており、学則第 49 条で教授会の組織及び議長について、第 50 条では、教授会における審議事項並びに教授会運営に関する規程（「大阪芸術大学短期大学部教授会運営規程」）が定められている。

教授会の開催は、定例会と臨時会があり、定例教授会は原則として毎月 1 回開催されている。臨時教授会は緊急を要する議案が発生した場合、必要に応じて開催される。

教授会の下には、表 3-3-2 のとおり「入試委員会」や「教務委員会」「学生委員会」といった各種委員会が体系的に構成され、各委員会規程により、委員構成、審議事項及び成立要件等が定められ、運営されている。これら各種委員会において審議、検討された内容が教授会に報告、提案され、審議・決定される。

また、通信制課程においては、審議機関として「通信教育部委員会」が設けられており、この通信教育部委員会において通信制課程学生の入学、卒業、教育課程や学籍異動等が審議される。通信教育部委員会での審議結果は、教授会に報告され学長の承認をもって審議事項が確定する。

表 3-3-1. 大阪芸術大学短期大学部学則（平成 27（2015）年 4 月 1 日改定）

| 第 8 章 教授会 |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 49 条    | 本大学に教授会を設置する。教授会は学長、学長補佐及び専任教授を以ってこれを組織する。<br>学長は教授会を招集し、その議長となる。                                                                                                                                                                                      |
| 第 50 条    | 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。<br>1. 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項<br>2. 学位の授与<br>3. 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。<br>2. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。<br>3. 教授会運営に関する規程は別に定める。 |
| 第 51 条    | 学長は必要と認めたときは、准教授又は講師を教授会の審議に参加させることがある。                                                                                                                                                                                                                |

表 3-3-2 各種委員会一覧

注）委員会名、規程名の「大阪芸術大学短期大学部」は省略。

| 委員会名    | 規程名       | 主な審議内容                            |
|---------|-----------|-----------------------------------|
| 資格審査委員会 | 資格審査委員会規程 | 教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手、非常勤講師）の資格の審査 |

大阪芸術大学短期大学部

|                     |                          |                                                                                                                         |
|---------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入試委員会               | 入試委員会規程                  | 入学試験及び留学生の入学に関する事項                                                                                                      |
| 教務委員会               | 教務委員会規程                  | ・カリキュラム ・履修<br>・その他教学、教務全般に関する事項                                                                                        |
| 学生委員会               | 学生員会規程                   | 学生の厚生補導及び福祉に関し<br>・学長から諮問された事項<br>・委員、学務課から提議された事項                                                                      |
| 学術研究委員会             | 学術研究委員会規程                | 学内研究発表及び紀要の原稿の依頼、選定、編集、印刷等必要な事項                                                                                         |
| 人権教育推進委員会           | 人権教育推進委員会規程              | 人権教育に係る<br>・基本方針 ・推進のための諸事業の計画<br>・指導体制並びに授業計画<br>・資料の収集、調査・研究と成果の公表<br>・講演会、研修会の開催<br>・関係機関との連絡提携<br>・その他人権教育の推進に関する事項 |
| 就職委員会               | 就職委員会規程                  | ・求人開拓<br>・就職希望者に対する指導、助言<br>・学内選考 ・その他就職に必要な事項                                                                          |
| 奨学生審査委員会            | 奨学生審査委員会規程、<br>学費免除・奨学規程 | ・学費免除・奨学規程に定める奨学生の選考、資格の喪失、給付の休止<br>・その他奨学制度に関する事項                                                                      |
| 大学評価委員会             | 大学評価委員会規程                | ・学校教育法 109 条の 2 に基づく認証評価に必要な調査・研究及び自己評価書の作成<br>・その他大学評価全般に関する事項                                                         |
| 通信教育部委員会            | 通信教育部委員会規程               | ・教育課程に関すること<br>・学則その他関係諸規程に関すること<br>・学生の入学、退学、卒業、復学、休学及び賞罰に関すること<br>・通信教育部のテキストの改定に関すること<br>・その他通信教育部の重要事項に関すること        |
| 自己点検実施委員会           | 自己点検実施規程、<br>自己点検・評価項目   | 教育活動<br>・学生の募集、受入・学籍<br>・カリキュラムの編成と実施<br>・教授法 ・学生生活指導 ・就職<br>研究活動、国際交流・協力、社会活動・連携、施設設備等、広報等                             |
| ファカルティ・ディベロップメント委員会 | ファカルティ・ディベロップメント委員会規程    | FD 活動に係る<br>・企画立案 ・実施計画の立案 ・評価<br>・情報収集と提供<br>・その他、学長の諮問する事項                                                            |

|             |               |                                              |
|-------------|---------------|----------------------------------------------|
| 省エネルギー推進委員会 | 省エネルギー推進委員会規程 | ・省エネルギー対策の立案及び実施に関する事項<br>・その他省エネルギー推進に関する事項 |
|-------------|---------------|----------------------------------------------|

以上のように、学長並びに学科長、及び各種委員の委員長における教育研究に関する短期大学部運営の責任体制が明確であり、適切に運営されている。教授会が原則として毎月開催されており、短期大学部の方針は各部署、各教職員に明確に周知徹底されている。

### 3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学の学長は、教学部門の代表者の立場であると同時に法人の副理事長でもあることから、教学部門と管理部門の双方の意思決定に関与している。すなわち、本学院の最高意思決定機関としての理事会、評議員会及び常務会に教学部門の代表者である学長がメンバーとして参加していることになり、審議内容並びに意思決定は、教学部門と管理部門相互の意向が反映され、現実に沿ったものとなっている。

学長のリーダーシップは、次のとおり学則に従って発揮される。

- 1 教授会は、学長が招集し議長となる。
- 2 教授会の下に表 3-3-3 のとおり各種委員会が置かれ、12 の委員会のうち 5 つの委員会で学長が委員長を務め、6 つの委員会は学長が委員長を任命する。各委員会における審議結果は学長の同意・決定を以って発効するように規定されており、各現場の意見を汲み上げる仕組みとしてうまく機能している。

表 3-3-3  
各種委員会・委員長一覧

| 委員会名        | 委員長  | 委員長を規定する条文                               |
|-------------|------|------------------------------------------|
| 資格審査委員会     | 学長   | 委員長には学長をもって充てる。                          |
| 入試委員会       | 学長   | 委員長には学長をもって充てる。                          |
| 教務委員会       | 学長指名 | 委員長は学長が指名する。                             |
| 学生委員会       | 学長指名 | 委員長は学長が指名する。                             |
| 学術研究委員会     | 委員互選 | 委員長は、委員の互選による。                           |
| 人権教育推進委員会   | 学長指名 | 委員長は学長が指名する。                             |
| 就職委員会       | 学長指名 | 委員長は学長が指名する。                             |
| 奨学生審査委員会    | 学長   | 委員長は学長とする。                               |
| 大学評価委員会     | 学長指名 | 委員長は学長が指名する。                             |
| 通信教育部委員会    | 学長指名 | 委員長には通信教育部長をもって充てる。<br>(通信教育部長は学長が指名する。) |
| FD 委員会      | 学長   | 委員長は学長とする。                               |
| 省エネルギー推進委員会 | 学長   | 委員長には学長をもって充てる。                          |

注) 「ファカルティ・ディベロップメント」を「FD」と省略

平成 26 (2014) 年 8 月には「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について (通知)」(26 文科高第 411 号) が発出され、大学が人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要であり、大学の組織及び運営体制の整備のため、副学長の職務内容の改定とともに教授会の役割を明確化することが示された。このことを受け本学においても内部規則等の総点検を実施し、教授会の審議内容の見直し教授会の役割と学長の権限の明確化について学則をはじめとする諸規程の改正を行った。

### 【自己評価】

- ・教授会が毎月開催され、教務委員会等の各種委員会も定期的に開催され、短期大学の方針は各学科、各部署に適切に周知されている。
- ・短期大学の意思決定と業務執行を行う上で、学長の適切なリーダーシップによる組織体制が整備され、適切に機能していると判断している。

### (3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

大学の意思決定と業務執行は、現行の体制で適切に行われており、本学院の運営体制も整えられている。今後は、現状の体制を維持しながら、学長のリーダーシップがより発揮できるよう、意思決定機関が良好に機能するよう透明性のある管理運営体制を進めていく。

## 3-4 コミュニケーションとガバナンス

### 《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-②法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

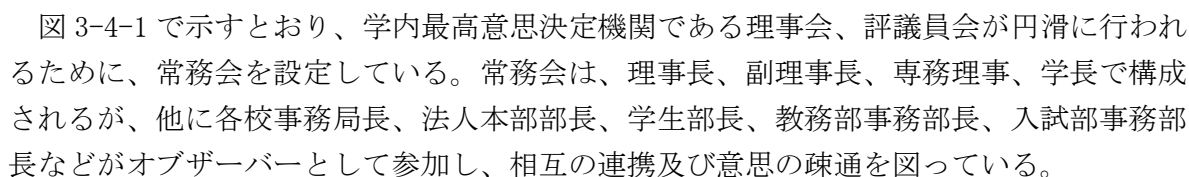
### (1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

### (2) 3-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

- 3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学院の管理運営機関の組織図は、図 3-4-1 のとおりである。



教学部門の意思決定には、教授会が審議機関として関与し、教授会の下には各種委員会が設置されている。主要な委員会は各学科長・教養課程主任教授及び事務局関連部署の職員が委員となり、法人・事務局と各学科間の意思の疎通がスムーズに行われている。各種委員会の主要な案件は教授会に報告し承認を得ている。また、重要な事項については法人の最高意思決定機関である理事会でさらに審議・承認を得ることになっている。

本学院は「学校法人塚本学院寄附行為」第6条により2人の監事を置き、第10条により監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任するとされており、適切な選任が行われている。職務においては、同第10条の6に明確に定めており、本学院の業務の監査及び財産の状況を監査することとし、これに基づき適切に職務にあたっている。監事は、法人の業務及び財産状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。また、理事会及び評議員会に毎回出席し、学院全体の業務状況や財務状況を把握している。

67

ている。評議員の内訳は、同 23 条に次のとおり定められている。

表 3-4-2 「学校法人塚本学院寄附行為」

(評議員の選任)

第 23 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 塚本学院の学院長、大学の学長及び短期大学部の学長
- (2) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者 2 人乃至 4 人
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 才以上のもののうちから理事会において選任された者 2 人乃至 3 人
- (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者 6 人乃至 10 人

評議員の任期は 4 年（表 3-4-2 の第 23 条第 1 号に規定する者は除く。）とし、評議員会は理事長をもって議長として行われる。諮問事項は「学校法人塚本学院寄附行為」第 26 条に定められており、その内容は以下のとおりである。

(諮問事項)

第 26 条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

### 3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本学の学長は、本学院の副理事長を兼ねていることから、管理部門と教学部門の双方の意思決定に関わっている。

管理部門においては、最高意思決定機関である理事会、評議員会、常務会等に出席し、本学院全体を包括的に把握するとともに理事長を補佐し、本学院の経営において適切なリーダーシップを発揮している。教学部門では、大学の意思決定機関である教授会等において学長が議長となり審議を行い、またその下に置かれる各種委員会においても集約を行うなど、リーダーシップを発揮している。

常務会には事務局長が出席しており、理事会決定事項の報告を教授会の席で行っており、学院の方針の浸透を図っている。また、「大阪芸術大学短期大学部教授会運営規程」第 6

条に「教授会の議長は、学長がこれに充たる。」と定めていることにより、学長は理事会の意向、教授会の意向を汲みとり、調整する役割を担っており、管理部門と教学部門がバランスのとれた良好な関係を保っている。

#### 【自己評価】

- ・法人と大学の意思疎通を図る体制ができており、意思決定が円滑にできていると判断している。
- ・トップダウンによる伝達と教職員からの意見を汲み上げるボトムアップの体制がうまく機能していると判断している。

#### (3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学のコミュニケーション、ガバナンスの機能性、そしてリーダーシップとボトムアップの体制は、円滑に行われている。管理部門と教学部門は諸規程によって整備され適切に連携しつつ運営されているが、今後、各部門のさらなる企画運営力の向上のため、委員会活動の充実に努めていく。

### 3-5 業務執行体制の機能性

#### 《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

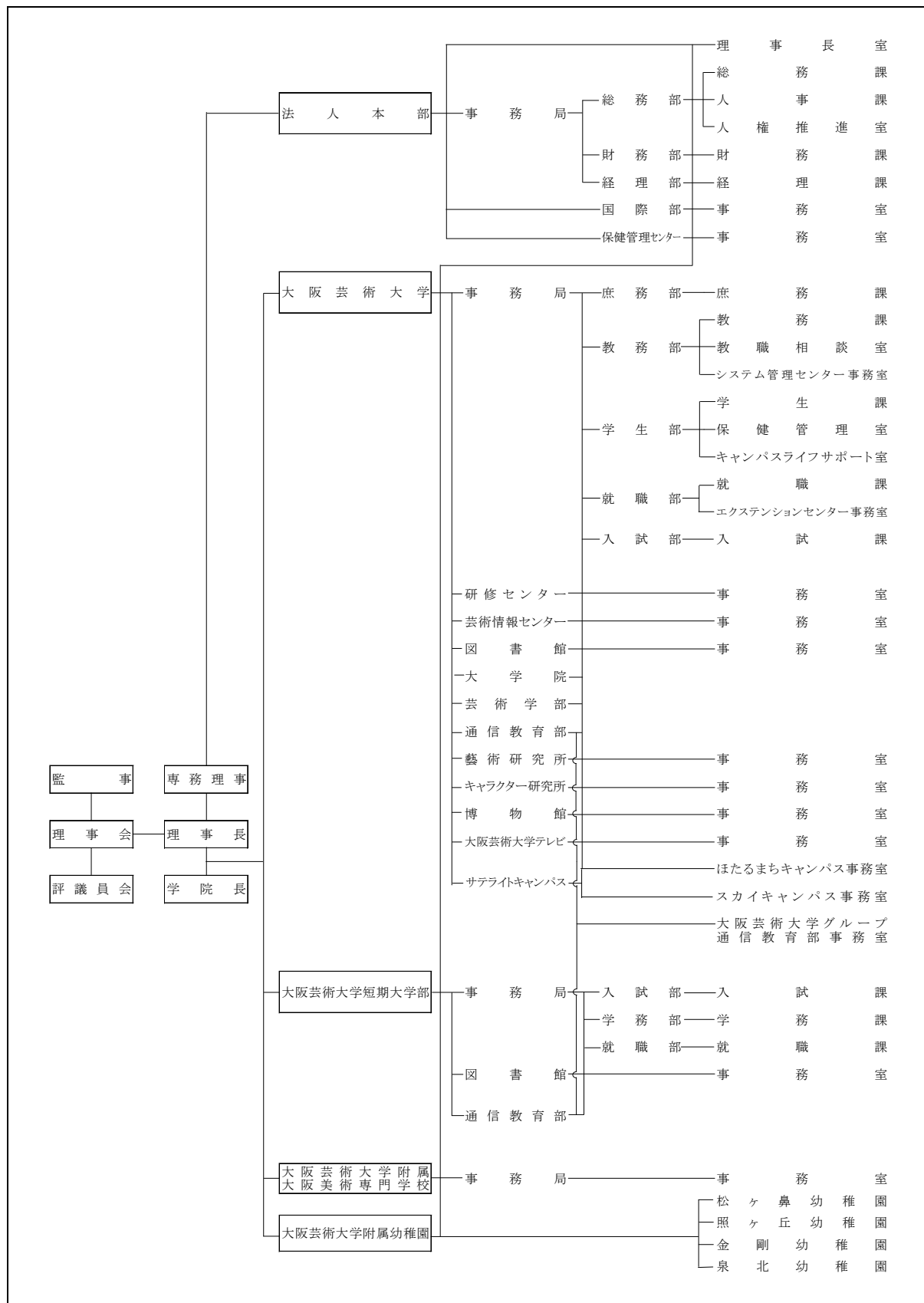
#### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

学校法人塚本学院組織機構・事務分掌規程に基づき、機構、職制及び事務分掌を定めている。組織機構は、図 3-5-1 学校法人塚本学院組織機構図のとおりである。

# 大阪芸術大学短期大学部

図 3-5-1 学校法人塚本学院組織機構図





本学の組織は、事務局長の下に事務局部、課、室を置き、基本的な業務を行うほか、通信教育部に事務室を置いて課程ごとの事務を行っている。また、附属施設、研修センター、サテライトキャンパスを置いている。

事務局には、学務部学務課、就職部就職課、入試部入試課が置かれ、学務部学務課は、庶務、施設管理、学生生活支援、厚生補導、保健相談・健康管理から教務全般についての事務を、就職部就職課は学生の就職・進路支援を、入試部入試課は学生募集、入試運営、広報をそれぞれ担当している。

また、両学舎の図書館には図書館事務室を置き、図書資料等の収集・保管・閲覧・貸出等の事務を担当している。

通信教育部には通信教育部事務室が置かれ、通信制課程に関する事務全般を担当している。その他、附属の施設として図書館が置かれ、それぞれの事務室に専任職員を配置しており、専門的な業務に対応している。さらにキャンパス外にはサテライトキャンパスとして大阪市福島区のほたるまちキャンパス、大阪市阿倍野区のあべのハルカスに開設された大阪芸術大学スカイキャンパス、長野県上田市の菅平高原研修センターにそれぞれ専任職員を配置している。

### 【自己評価】

事務組織は、業務内容に応じた分掌体制を敷いており、職務分掌規程により明確に規定されている。また、学内の各種委員会等にも参画するなど、いわゆる教職協働にて業務を遂行できる体制を整えている。

人材育成については、適切な期間毎に人事異動を実施することにより、ジョブローテーションを行い、業務のマンネリ化を避けながら、職員の能力を高め、複数の業務をマスターできるよう将来を見据えた事務職員の養成に努めている。

### 3-5-②業務執行の管理体制の構築とその機能性

大学の使命・目的を達成するために短期大学部事務局、法人本部に適切な職員が配置されている。

大学内での情報伝達、共有の場として各部署が集まる「連絡会」が定期的開催され、理事会、常務会等の決定事項の伝達や部署間の業務連絡、意見交換が活発に行われている。

本学では教育課程ごとに教務担当部署が置かれ、きめ細かい教育支援を行っている。

通学課程は学務部学務課、通信制課程は通信教育部事務室がそれぞれカリキュラムの企画・編成、授業・試験管理、履修指導、資格課程運営、卒業、教授会・各種委員会の運営、教員の勤務管理等、教務及び教員に係る広い範囲の業務を行っている。また、各学科に非常勤副手が置かれ、学科における教務補助業務、学科事務補助業務を行っている。

図書館では教員及び学生からの要望に対応する図書・雑誌の閲覧・レファレンスの充実に努めている。

教授会、通信教育部委員会等の意思決定機関や各種委員会には、事務局から事務局長の他、担当部署の長、課員等が加わり、議事運営・進行及び審議について教員、委員と連携を取りながら進めている。

### 【自己評価】

業務執行の管理体制は構築されているが、機能性をもった事務組織を目指して事務局内の改組を行い、新たな部署の新設や旧来の部署の統廃合を行っている。

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

学内研修は新規採用職員に対して、採用時に学院の概要、諸規程・制度、就業規則・服務、諸手続についての説明や教職員ガイドブックを配付し初任者研修を行っている。

また、本学院では毎年度、各課・室単位で当該年度の数値目標等を設定し、「目標設定届」として提出することを義務付けており、あわせて前年度の目標に対する「目標達成報告書」も提出させている。これは、各課・室で共通の目標を持ち取組むことで一体感を形成し、業務の効率化や向上を目指すものである。この取組みは、平成 15（2003）年度より行っており、自己点検・評価活動の一環として定着している。

人権研修も活発に実施されており、毎年度、理事長を委員長とする人権推進委員会で研修テーマを定め、人権推進室が主担となり、専任教職員、アルバイト、非常勤副手等を対象に研修を実施している。10 人～20 人程度のグループ研修で、人権に関連する情報の共有と、教育現場に求められる人権感覚や人権教育におけるコンプライアンスを身につけることを主眼として行っている。

### 【自己評価】

各部署の数値目標を発表及びその結果を学内で公表することにより、情報の共有化に努めている。

事務局職員については、日頃より OJT（On the Job Training）を実施するほか、本学が加盟する協会、或いは関連団体等が主催する研修会へ参加する取り組みを積極的に行っている。

### （3）3-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、使命・目的を達成するための事務組織を整備しており、職員の確保及び配置・任用は万全である。また、規程に基づいた業務執行体制も整備されている。部署間の連携や情報伝達は円滑に行われており、運営は適切に機能しているといえる。今後も業務の執行をより機能的にするための運営体制の構築を目指す。

### 3-6 財務基盤と収支

#### 《3-6 の視点》

#### 3-6-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### (1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

##### (2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-6-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学院創立 70 周年に向け、第 2 号基本金に 50 億円の基金を設け、短期大学部の学舎建て替えについて、50 億円を積み立てた。今年度より研究活動の支援、国際交流の推進に対応する第 3 号基本金総額 50 億円を設置し、活動資金を担保できる体制を取っている。

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

入学定員を確保することにより、学生生徒納付入金収入を維持している。

建物耐震化については補助金獲得により、支出額の抑制に努めた。資産運用についても元本確保の債権を中心に利息収入の獲得を行い、受取利息の増額により収入財政安定に寄与している。支出については、購入品の内容を精査することにより、不必要な購入経費が減り、収支の改善につながっている。

繰越支払資金も充実し、安定的な財政基盤を確立させている。

##### (3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

入学定員の確保を中心に、学生生徒納付金収入の維持を今後も努めていく。

人件費の割合が高いが、定年退職者により額・比率とも減少していく。教員補充については、契約教員を中心に雇用し、人件費の削減をすすめていく。

教育職員の定年年齢について、平成 22（2010）年度の採用教員から、満 70 才を満 65 才へと改定したことも人件費削減へ向けた施策となっている。

建物の耐震化については、計画通り耐震化を進めていくが、補助金の獲得により支出額の削減を目指す。

資産の運用においても、経済状況を勘案しながらも、元本の保全を優先し、有利な利息確保に努めていく。

### 3-7 会計

#### 《3-7 の視点》

#### 3-7-①会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

## **(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **3-7-①会計処理の適正な実施**

会計処理は学校法人会計基準に準拠し、適正に行っており、各種法令及び寄附行為に従っている。処理上の不明点については、適宜公認会計士及び監督官庁等に確認し、処理を行っている。

### **3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

本学では、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規程に基づき、監査法人による会計監査が年間延べ 71 日行われている。毎回特に指摘事項はなく、監査報告書を受け取っている。

また、監事は理事会・評議員会に出席し、業務を監査し必要に応じて公認会計士と意見交換を行い、決算理事会においても監査内容を報告している。

## **(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）**

監事の業務監査について、各部署の管理職員より意見聴取を行い、部署ごとについても現状の把握に努めていく。また、監事研修会等に参加し、改正や変更点等を把握し監査を充実させていく。

### **〔基準 3 の自己評価〕**

本学院は、大学の設置・運営に関する法令を遵守し、「学校法人塚本学院寄附行為」をはじめとする諸規程を整備し誠実に透明性のある経営管理を行っている。理事会の機能については、理事会を要とする管理運営体制を確立しており、寄附行為に基づいて適切に理事会を開催している。

理事会の下に設置している「常務会」は、理事長、副理事長、専務理事、学長で構成されるが、他に各校事務局長、法人本部部長、学生部長、教務事務部長、入試事務部長などがオブザーバーとして参加している。

また、学長が副理事長を兼ねていることから、大学の意思決定にも深く関わりを持ち、学院全体を包括的に把握しており、管理部門と教学部門の連携及びチェック体制が有効に機能しているといえる。

学長は本学院の管理運営においてリーダーシップを発揮するとともに、また教学部門においては各組織からのボトムアップをはかりバランスのとれたリーダーシップを発揮している。

財政面に関して、借入金は無く、支払資金も充実しており安定している。学生生徒納付金収入の減額を賄うための資産運用も景気の回復により、順調に推移している。

会計処理についても、監事と公認会計士の連携をはじめ、適宜公認会計士及び監督官庁等に確認し、処理を行っており適正に処理を行えている。

#### 基準 4. 自己点検・評価

##### 4-1 自己点検・評価の適切性

###### 《4-1 の視点》

###### 4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

###### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

###### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

###### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

###### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学の使命・目的は「大阪芸術大学短期大学部学則」第3条において、表 4-1-1 のとおり本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを定めている。

表 4-1-1 大阪芸術大学短期大学部学則

|     |                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------|
| 第3条 | 本大学は、教育研究水準の向上をはかり、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。 |
| 2   | 自己点検及び評価に関する規程は、別に定める。                                           |

本学では、短期大学の使命及び目的を達成するため、平成 4（1998）年に『塚本学院自己点検・評価規程』、『大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程』を制定して以来、自己点検・評価を組織的に実施する体制作りに取り組んできた。

法人には、『自己点検運営委員会』を置き、『常務会』をこれに充てている。また、短期大学には、『大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程』に基づく『自己点検実施委員会』を置き、学長をはじめ全学科の学科長及び教養課程主任教授、事務局長を委員に委嘱している。

個々の取り組みについては、常務会や各種委員会において自己点検・評価活動が行われてきた。『自己点検実施委員会』の下にワーキンググループ（作業部会）が設けられ、自己点検・評価報告書を作成する。その内容は、『自己点検実施委員会』において審議され、自己点検実施規程第7条により「大学全体としての自己評価結果を報告書としてまとめ理事会に提出するものとする。」と定められている。

本学は平成 21（2009）年度に財団法人短期大学基準協会による第三者評価を受審した。英米文化学科長の原光代教授を AL0 として平成 18（2006）年から同 20（2008）年までの3年間の自己点検・評価を実施したものを報告書としてまとめたものである。受審の結果、適格であるとの認証を受け、平成 22（2010）年 6 月 24 日に「自己点検・評価報告書」を印刷・発行した。

また、学校教育法第 109 条の 2 に基づく認証評価の次回受審については、公益財団法人日本高等教育評価機構において平成 28（2016）年度を予定している。従って受審に伴う自己点検・評価を上記体制のもと平成 26（2014）年より平成 27（2015）年までの2年間実

施し自己点検評価報告書としてまとめるべく準備を進めている。

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-①でも記載したとおり法人には、『自己点検運営委員会』を置き、『常務会』をこれに充てている。また、短期大学には、『大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程』に基づく『自己点検実施委員会』を置き、全学科の学科長を委員に委嘱している。個々の取り組みについては、常務会や各種委員会において自己点検・評価活動が行われてきた。『自己点検実施委員会』には下部組織としてワーキンググループ（作業部会）が設けられ、自己点検・評価報告書を作成している。

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学における自己点検・評価の実施は、まず第1サイクルとして平成18（2006）年度及び平成19（2007）年度に実施し、平成21（2009）年度に「財団法人短期大学基準協会」による第三者評価を受け、その結果「適格」とであると認定された。

また、第2サイクルとして平成27（2015）年度に自己点検・評価を実施したうえで、平成28年度に「公益財団法人日本高等教育評価機構」による第三者評価を受ける予定である。

#### （3）4-1の改善・向上方策（将来計画）

平成21（2009）年度に「財団法人短期大学基準協会」による第三者評価を受けて後、平成25（2013）年度までは部署単位の自己点検にとどまり、全体的な自己点検・評価が行われていなかった。今後は、期間をあけることなく独創的な学科・コースを有する総合芸術短期大学としての使命・目的に即した自主的、自立的な自己点検・評価を行い、第3サイクル目の第三者評価を迎えたい。

### 4-2 自己点検・評価の誠実性

#### 《4-2の視点》

#### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

#### （1）4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

#### （2）4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学では事務局を中心に所管する基礎データ、すなわち学務部による在学者数、休学・退学者数、教員数、就職部による就職者数、進学者数、入試部による受験者数、入学者数などの各種データを収集・整理し共有に努めている。

これらのデータは、文部科学省をはじめ関係機関へ報告される。また、本学の各種委員

会に報告され、その分析を通して本学の教育や運営に資するデータとして活用されている。それは自己点検・評価を実施する際にも客観的データとして、点検・評価の根拠資料（エビデンス）として採用されており、透明性の高い自己点検・評価のための基礎となっている。

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

毎年、前期は7月中旬、後期は1月中旬に各1回の学生による「授業アンケート」を実施している。アンケート調査は、「学生本人の学習態度等への自己評価」「授業への学生評価」「教員への学生評価」「施設・設備等授業環境への学生評価」「学習意欲及び満足度に対する学生評価」の5項目を設け、さらに項目ごとに細かな評価内容が設定して実施している。アンケートの集計結果としては、各項目とも評価基準の5「大変満足している」及び4「満足している」が全体の約80%を占めており、現状把握のための年2回のアンケート調査において、概ね良好な評価が得られていると判断している。

独立したIR（Institutional Research）を専門に担当する組織は設置していないが、事務局長が各部署に対して教育に関わるデータを収集し、学生の実態を把握するよう努めている。

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

平成27（2015）年度（平成27（2015）年5月1日付）に実施した自己点検・評価に関する報告書は完成次第に本学のホームページに掲載し公表する予定である。

毎年行っている「授業アンケート」の集計結果は、広報紙の「大阪芸術大学グループ通信」の9月号紙面に掲載し、学内外に公表している。

「大阪芸術大学グループ通信」は本学の公式ホームページにおいても掲載しており、広く学外に対しても公表されている。

### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

#### ・透明性の高い自己点検・評価を目指して

本学では、今後においてもエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価の実現を目指して、各種基礎データの収集と分析をより推進していく所存である。

#### ・現状把握のための調査とその公表

また、本学の教育や運営に資する現状把握のための調査を組織的な取り組みにより、一層図っていくとともに、その結果について、学内での共有と、ホームページ及び「大阪芸術大学グループ通信」などを通じて毎年公表するよう努めていきたい。

#### ・IR活動の定着を目指して

事務局各課室による評価基準並びにエビデンスに基づいた自己点検評価活動を推進し、IR活動を定着させることで、質の高い自己点検評価活動を展開していく。

#### ・自己点検・自己評価の公表

学校教育法第109条に基づいた本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果の公表を定期的実施する。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

##### 《4-3 の視点》

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学の自己点検・評価は、平成 19(2007)年度の認証評価受審以降、平成 21(2009)年度の実施内容を自己点検・評価報告書としてまとめ印刷・発行を行ったが、今後はホームページ上での公表等、より積極的な情報開示を行うこととし、学務課が中心となって準備を進めていく。

多様化する教育研究における諸問題については、教務委員会をはじめとする各種委員会又は学科長会議等において恒常的に検証し、教授会において審議することを継続して行う。

日常的な諸問題においては、毎月行う教務委員会で提議され、改善、実施する仕組みを確立することを目指し、さらに審議事項を整理し機能性を充実させる。

短期大学の機能を充実し円滑に行うためには、日常的な業務を常に点検・評価する必要があるため、事務分掌を検証するとともに、各部署において業務の自己点検・評価を行い、ワーキンググループを通して自己点検・評価委員会へ報告することを定着させる。

本学では自己点検・評価の結果を学科などそれぞれの部局において検討、必要に応じて関係部局と協議しながら、各委員会で検討し、教授会で審議されており、自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みが確立されているが、時代に即した点検・評価の項目を見直すこととする。

##### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

PDCA サイクルにおけるチェック機能を高めるために「評価」のための尺度を明確にする必要がある。精度の高い評価があつての「改善」であり、制度の高い評価を実施するために「アセスメント・ポリシー」を定める必要がある。

本学の自己点検・評価は、「建学の精神」、「教育目的」と「教育理念」の下、使命・目的に即し全学的に実施するため、3 つの方針ごとに検討事項を掲げ、学科のみならず、委員会、事務組織が一体となって行っている。適切な自己点検・評価を実施するため、学科長、各部門の長、短期大学事務局長が構成員となり、更にワーキンググループを設け、事務職員も参画するなど全学的な取組としている。エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施するため主として学務課において、定期的なデータの収集、教育情報の公表、刊行物の取りまとめ等を行っている。自己点検・評価の結果については印刷・発行により公表を行っているが、今後はホームページへ掲載し広く公表する予定である。

本学では、教授会、各種委員会が審議項目を明確にし、連携しており PDCA サイクルの仕組みは確立し機能的となっている。

以上のように、本学は適切かつ誠実に自己点検評価を実施・活用しており、基準 4「自



己点検・評価」の基準を満たしている。

・より効果的なPDCAサイクルへの取り組みとして

アセスメント・ポリシーの制定、成績評価に対してルーブリックの手法を取り入れ、より客観的なチェック機能の充実を目指して委員会での検討を進める。

**【基準4の自己評価】**

本学の自己点検・評価は、「建学の精神」「教育目的」と「教育理念」の下、使命・目的に即し全学的に実施するため、3つの方針ごとに検討事項を掲げ、学科のみならず、委員会、事務組織が一体となって行っている。

適切な自己点検・評価を実施するため、学科長、各部門の長、事務局長が構成員となり、更にワーキンググループを設け、事務職員も参画するなど全学的な取組としている。

エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施するため主として学務課において、定期的なデータの収集、教育情報の公表、刊行物の取りまとめ等を行っている。

自己点検・評価の結果については、前回までの印刷媒体による公表から、大学公式ホームページへの掲載へと方法を変更し、より広く公開ができるよう準備を進めている。